

障がい児を対象とする事業の開始を検討している方へ
障がい児を対象とする事業を実施している事業者の方へ

各種申請・届出の手引き

— 指定障害児通所支援・指定障害児入所施設編 —



岐阜県健康福祉部障害福祉課
令和7年7月改訂

目次

1	はじめに	1
2	事業の種類と内容	1
3	事業を始める	2
	（1）事業を始める前に	2
	（2）事業を行うにあたって知っておく必要があること	2
	（3）指定の変更（法第21条の5の20、法第24条の13）	6
	（4）指定の更新（法第21条の5の16、法第24条の10）	6
	（5）事業者等の責務（法第21条の5の18、法第24条の11）	6
	（6）事業の基準（法第21条の5の19、法第24条の12）	6
	（7）変更の届出等（法第21条の5の20、法第24条の13）	6
	（8）報告等（法第21条の5の22、法第24条の15）	7
	（9）勧告、命令等（法第21条の5の23、法第24条の16）	7
	（10）指定の取消し等（法第21条の5の24、法第24条の17）	7
	（11）公示（法第21条の5の25、法第24条の18）	7
	（12）業務管理体制の整備等（法第21条の5の26、27、28、法第24条の19の2、 第24条の38、39、40）	7
	（13）事業の開始等（法第34条の3）	8
4	指定申請の手続き等	8
	（1）指定申請のスケジュール	8
	（2）申請に当たっての注意事項	12
5	事業内容を変更した（したい）場合の手続き等	18
6	事業を廃止・休止しようとする場合や再開した場合の手続き等	23
7	障害児入所施設の指定を辞退する場合	24
8	報酬の算定に関する手続き	24
	（1）報酬	24
	（2）障害児通所給付費等算定に係る体制に関する届出	24
9	その他必要な届出や手続き等について	25
	（1）業務管理体制の整備	25
	（2）障害福祉サービス等情報公表システムへの入力	26
	（3）報告・検査等の実施	27
	（4）事故等の報告	27
	（5）メールアドレスの登録について	27
	（6）問い合わせ方法	28
10	各書類の提出先、各種問い合わせ先	28
	○各種申請、届出等について	28
11	よくあるご質問	30
12	児童発達支援管理責任者、相談支援専門員について	31
	（1）児童発達支援管理責任者の要件	31
	（2）相談支援専門員の要件	31
資料1	指定基準等チェックリスト	32
	○児童発達支援センター	32
	○児童発達支援（センター以外）	35
	○放課後等デイサービス	38
	○居宅訪問型児童発達支援	41
	○保育所等訪問支援	43
	○共生型サービス（児童発達支援）	44
	○共生型サービス（放課後等デイサービス）	47
	○福祉型障害児入所施設	50

○医療型障害児入所施設	55
○多機能型に関する特例	58
資料2 指定申請書類一覧	61
資料3 児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験	62
資料4 相談支援専門員の要件となる実務経験	64
資料5 来庁される方の入庁手続きについて.....	65

1 はじめに

障がい児を対象とする事業等を行う事業者等は、障がい児又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に障がい児及び障がい児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければなりません。

2 事業の種類と内容

障がい児を対象とする事業には、「障害児通所支援」と「障害児入所施設」があります。

	種 類	内 容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校に就学している障がい児に対し、授業終了後又は休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害状態の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児入所施設	福祉型障害児入所施設	障がい児を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	障がい児を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
	障害児相談支援事業	障害児通所支援を適切に利用できるよう障害児支援利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者との連絡調整等を行います。

3 事業を始める

(1) 事業を始める前に

指定障害児通所支援事業又は指定障害児入所施設を運営するためには、県条例で定める基準等を満たしたうえで、岐阜県知事の指定を受ける必要があります（児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15、法第24条の9）。

指定は、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び事業所ごとに行います。また、障害児入所施設の指定は、障害児入所施設の設置者の申請により、当該障害児入所施設の入所定員を定めて行います。

法はもとより、県条例に定める指定通所支援事業、指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準、関係法令、通知等の内容を遵守しなければなりません。十分に基準等を理解した上で、事業を計画してください。

また、事業実施にあたっては、地域のニーズの把握、資金計画の検討、従業員の確保、申請書類の準備など、十分なゆとりをもって計画的に進めてください。

◎なお、次に該当する場合は指定することができませんので、下記を確認したうえで、(2)以降に進んでください。

障害児通所支援事業・障害児入所施設共通	法第21条の5の15第3項に定めるいずれかに該当する場合は指定することができません。 ①申請者が県条例で定める者でないとき。 ②事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が県条例で定める基準を満たしていないとき。 ③申請者が、県条例で定める設備及び運営等に関する基準に従って適正な運営ができないと認められるとき。 ④申請者が、指定を取り消されてから5年を経過しない者であるとき。 ⑤申請者が、禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。等 ※詳しくは、児童福祉法をご確認ください。
障害児入所施設のみ	地方公共団体、社会福祉法人以外の者は申請者となることができません。

※障害児相談支援事業を行うためには、厚生労働省令で定める一定の要件を満たしたうえで、事業所の所在地を管轄する市町村長の指定を受ける必要があります。詳細は各市町村の担当課までお問合せください。（法第24条の28）

(2) 事業を行うにあたって知っておく必要があること

①人員、設備及び運営に関する基準（県条例等）

障害児通所支援事業	〈指定通所支援の事業等の指定基準〉 - 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第82号） 〈指定障害児通所支援事業者の指定基準に係る解釈通知〉 - 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日付け障発0330第12号）を準用
障害児入所施設	〈指定障害児入所施設の指定基準〉 - 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第83号） 〈指定障害児入所施設の指定基準に係る解釈通知〉 - 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関

	する基準について（平成24年3月30日付け障発0330第13号）を準用
--	-------------------------------------

※障害児相談支援事業

〈指定障害児相談支援の指定基準〉

- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日付け厚生労働省令第29号）

〈指定障害児相談支援の指定基準に係る解釈通知〉

- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日付け障発0330第23号）

②通知等

厚生労働省や岐阜県からの通知等は岐阜県庁障害福祉課ホームページに掲載しています。

(https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/siteijigyosya_osirase.html)

③用語の定義

	用語	定義
1	児童発達支援管理責任者	通所支援計画、入所支援計画の作成及び提供した指定通所支援、指定入所支援の客観的な評価等を行う者をいいます。 ※各事業所に、常勤であって専従する必要があります。なお、業務に支障のない範囲で、当該事業所の管理者を兼務することができますが、児童指導員等（利用児に対して、直接介護等を行う職員）を兼ねることはできません。 ※また、多機能型の場合は、当該多機能型を構成する各事業所の児童発達支援管理責任者を兼務することができます。 なお、児童発達支援管理責任者の要件については「（1）児童発達支援管理責任者の要件（P31）」を参照ください。
2	児童指導員	次のいずれかに該当する者をいいます。 1 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 2 社会福祉士の資格を有する者 3 精神保健福祉士の資格を有する者 4 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 5 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者 6 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 7 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 8 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を

		認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上（※1）児童福祉事業（※2）に従事したもの 9 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許を有する者であって、知事が適当と認めたもの 10 3年以上（※1）児童福祉事業（※2）に従事した者であって、知事が適当と認めたもの （※1）ここで、2（又は3）年以上とは、業務に従事した経験が2（又は3）年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が360日（又は540日）以上であることをいう （※2）児童福祉事業とは、社会福祉法第2条第2項第2号及び第3項第2号に規定する事業のことをいう
3	常勤	「常勤」とは、事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいいます。 ◎例えば、1週あたり40時間勤務を常勤として就業規則等で定めている事業所の場合、当該事業所において1週あたり40時間指導員として従事する者は「常勤」職員となり、1週あたりの従事時間が40時間未満である者は「非常勤」職員となります。 ただし、育児休業、介護休業等により、所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない場合、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能とされています。
4	専従	「専従」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。
5	常勤換算	事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算することをいいます。 ◎例えば、1週あたり40時間勤務を常勤として定めている事業所において、1週あたり40時間従事する者は、「40/40=1.0」となり、1週あたり20時間従事する者は、「20/40=0.5」となります。

6	従たる事業所の取扱いについて	指定障害児通所支援事業者等の指定等は、原則として障害児通所支援等の提供を行う事業所ごとに行いますが、児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。）及び放課後等デイサービスについては、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができます。 ① 人員及び設備に関する要件 ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の障害児の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。 イ 「従たる事業所」の利用定員が5人以上であること。 ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。 ② 運営に関する要件 ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。
7	営業日	電話での問い合わせや利用者からの相談、各種事務等、サービスの提供以外に、日常的な業務を行う日をいいます。
8	サービス提供日	利用者に対して、実際にサービスを提供する日をいいます。サービス提供日以外であってもサービスを提供することは可能ですが、サービス提供日においては、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできません。なお、サービス提供日以外の日に、恒常的にサービスの提供を行う場合は、運営規程の変更についての変更届出を提出したうえで、サービス提供日を変更することが必要です。

(3) 指定の変更（法第21条の5の20、法第24条の13）

指定障害児通所支援事業等のうち、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定障害児入所施設に係る定員を増やすときには、変更を希望する月の1ヵ月前までに更新申請が必要です。

※詳しくは「5 事業内容を変更した（したい）場合の手続き等（P18）」を参照ください。

(4) 指定の更新（法第21条の5の16、法第24条の10）

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）の指定の有効期間は6年間であるため、6年ごとに指定の更新を受ける必要があり、指定有効期間満了の30日前までに更新の申請が必要です。

※詳しくは「指定障害児通所支援事業等指定更新手続き等について（児童福祉法）」を参照ください。

(https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/sitei_kousin.html)

(5) 事業者等の責務（法第21条の5の18、法第24条の11）

指定障害児通所支援事業者等は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように努めなければなりません。

〈法（抜粋）〉

- ①行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援及び障害児入所支援（以下「障害児通所支援等」という。）を障害児の意向、適性、障害の特性その他事情に応じ、効果的に行なうように努めなければならない。
- ②提供する障害児通所支援等の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、質の向上に努めなければならない。
- ③障害児の人格を尊重するとともに、法又は法に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(6) 事業の基準（法第21条の5の19、法第24条の12）

〈法（抜粋）〉

- ①指定障害児通所支援事業者等は、指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設ごとに、県条例で定める基準に従い、指定通所支援及び指定障害児入所施設（以下「指定通所支援等」という。）に従事する従業者を有しなければならない。
- ②指定障害児通所支援事業者等は、県条例で定める指定通所支援等の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定通所支援等を提供しなければならない。
- ③指定障害児通所支援事業者等は、法の規定による事業の廃止・休止又は指定の辞退をするときは、当該指定通所支援等を受けていた者であって、廃止・休止又は辞退の日以後においても引き続き当該指定通所支援等に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援等が継続的に提供されるよう、他の指定障害児通所支援事業者等その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(7) 変更の届出等（法第21条の5の20、法第24条の13）

指定障害児通所支援事業者は、次のような場合、10日以内に、その旨を岐阜県知事に届け出ることが必要です。

- ①指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合。
- ②休止した指定通所支援の事業を再開したとき。

指定障害児通所支援事業者は、次のような場合、1ヵ月前までにその旨を岐阜県知事に届け出ることが必要です。

- ①指定通所支援の事業を廃止又は休止しようとするとき。

また、指定障害児入所施設は、次のような場合、10日以内に、その旨を岐阜県知事に届け出ることが必要です。

- ①指定に係る施設の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合。
さらに、指定障害児入所施設は、3ヵ月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができます。

(8) 報告等（法第21条の5の22、法第24条の15）

岐阜県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者等や従業者等に対して報告を求めたり、帳簿書類等の提出、検査等を行うことができます。

※「検査」とは、実地指導、監査を含みます。

(9) 勧告、命令等（法第21条の5の23、法第24条の16）

岐阜県知事は、指定障害児通所支援事業者等に対し、従業者の知識若しくは技能又は人員について県条例で定める基準に適合していないとき、又は設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認めるときには、勧告し、従わない場合には、公表、命令を行うことができます。

(10) 指定の取消し等（法第21条の5の24、法第24条の17）

岐阜県知事は、指定障害児通所支援事業者等が以下の事由に該当する場合は、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を行うことができます。

- ①従業者の知識若しくは技能又は人員について県条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。
- ②指定通所支援等の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定通所支援等の事業等の運営ができなくなったとき。
- ③障害児通所給付費及び障害児入所給付費（以下「障害児通所給付費等」という。）の請求に関し不正があったとき。
- ④岐阜県知事又は市町村長の求める報告又は帳簿書類の提出・提示に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ⑤岐阜県知事又は市町村長の求める出頭に応じないとき、質問に答弁しないとき、若しくは虚偽の答弁をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき。
- ⑥不正な手段により指定障害児通所支援事業者等の指定を受けたとき。等
市町村長は指定障害児通所支援事業者等が①から⑥のいずれかに該当すると認める場合、その旨を岐阜県知事に通知します。

(11) 公示（法第21条の5の25、法第24条の18）

岐阜県知事は、次の場合に、指定障害児通所支援事業者等に関する事項を公示します。岐阜県においては、岐阜県庁ホームページへの掲載により公示します。

- ①指定障害児通所支援事業者等を指定したとき及び指定を取消したとき。
- ②指定通所支援の事業の廃止の届出を受けたとき。
- ③指定障害児入所施設の指定の辞退があったとき。

(12) 業務管理体制の整備等（法第21条の5の26、27、28、法第24条の19の2、第24条の38、39、40）

指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児相談支援事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い業務管理体制を整備しなければならず、厚生労働大臣又は岐阜県知事（以下「厚生労働大臣等」という。）に対し、整備に関する事項を届け出なければなりません。また、厚生労働大臣等は、当該整備に関して計画的な検査を行います。

(13) 事業の開始等 (法第34条の3)

国及び都道府県以外の者が障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う場合は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を岐阜県知事に届け出る必要があります。

上記届出をした者は、次のような場合、1ヵ月以内に、その旨を岐阜県知事に届け出る必要があります。

①届出に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合。
また、国及び都道府県以外の者は、次のような場合、あらかじめ、その旨を岐阜県知事に届け出る必要があります。

①障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を廃止し、又は休止しようとする場合。

4 指定申請の手続き等

(1) 指定申請のスケジュール

○指定日は、**毎月1日**です。指定を希望する月の1ヵ月前までに申請書類を提出してください。

○事前協議から指定まで時間を要しますので、ゆとりをもって準備してください。

○指定申請のスケジュールの期限につきましては、遵守をお願いします。

○指定は、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び事業所ごとに行います。また、障害児入所施設の指定は、障害児入所施設の設置者の申請により、当該障害児入所施設の入所定員を定めて行います。

<手続き・手続きの時期>

<注意事項>

必要に応じて 事前相談

事業者からの要望に応じて、事前協議の前段階で事業について相談を受けます。(県からお願いさせていただく場合もあります。)

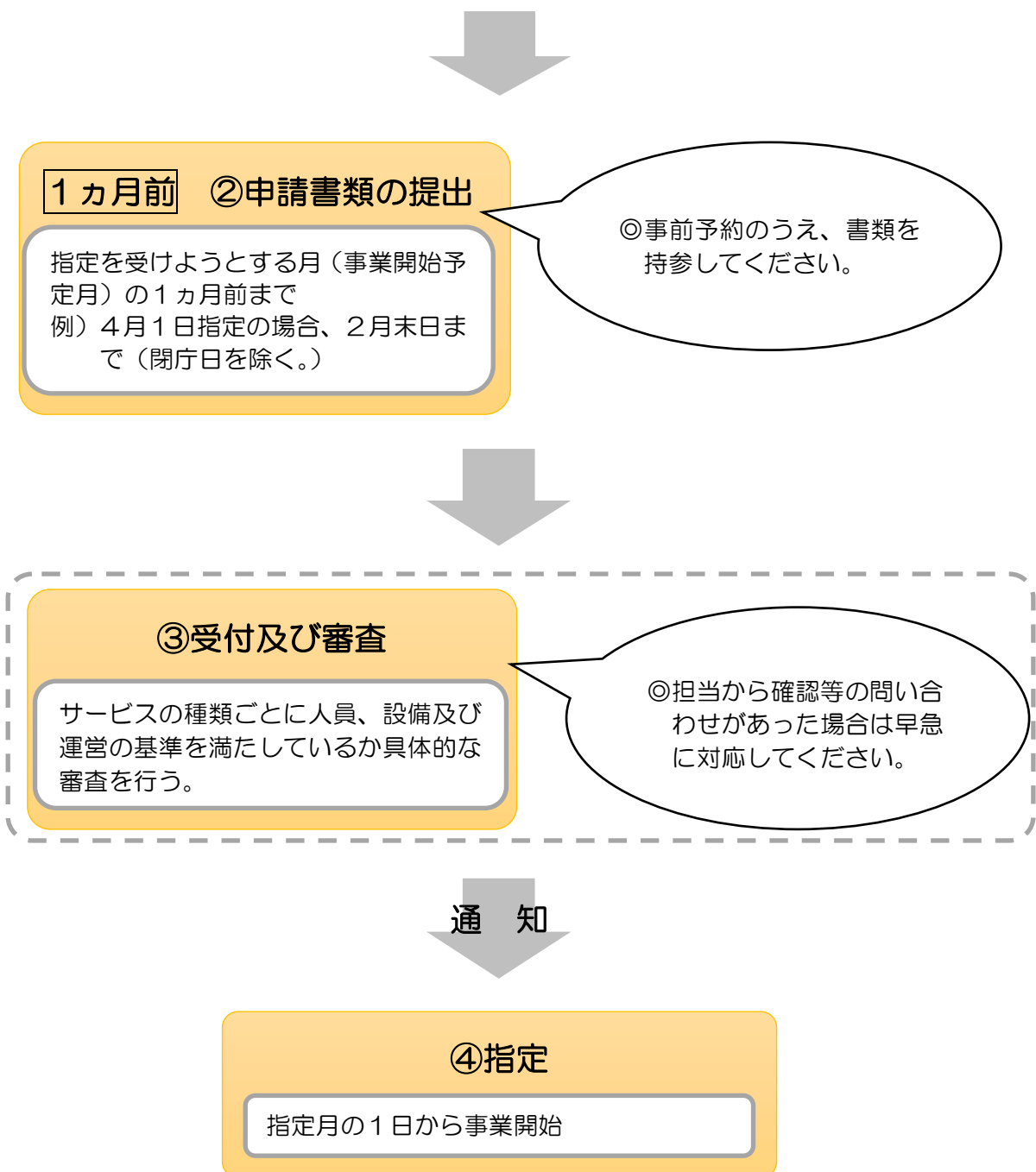
◎事前予約してから来庁してください。



3ヵ月程度前 ①事前協議

指定を受けようとする月(事業開始予定月)の3ヵ月程度前まで
例) 4月1日指定の場合、12月末日まで(閉庁日を除く。)

◎事前予約のうえ、書類を持参してください。
◎1事業所あたり、平均2回程度となります。
※岐阜県から指定を受けている事業所がある場合、書類を郵送し、電話にて協議を行うことも可能です。



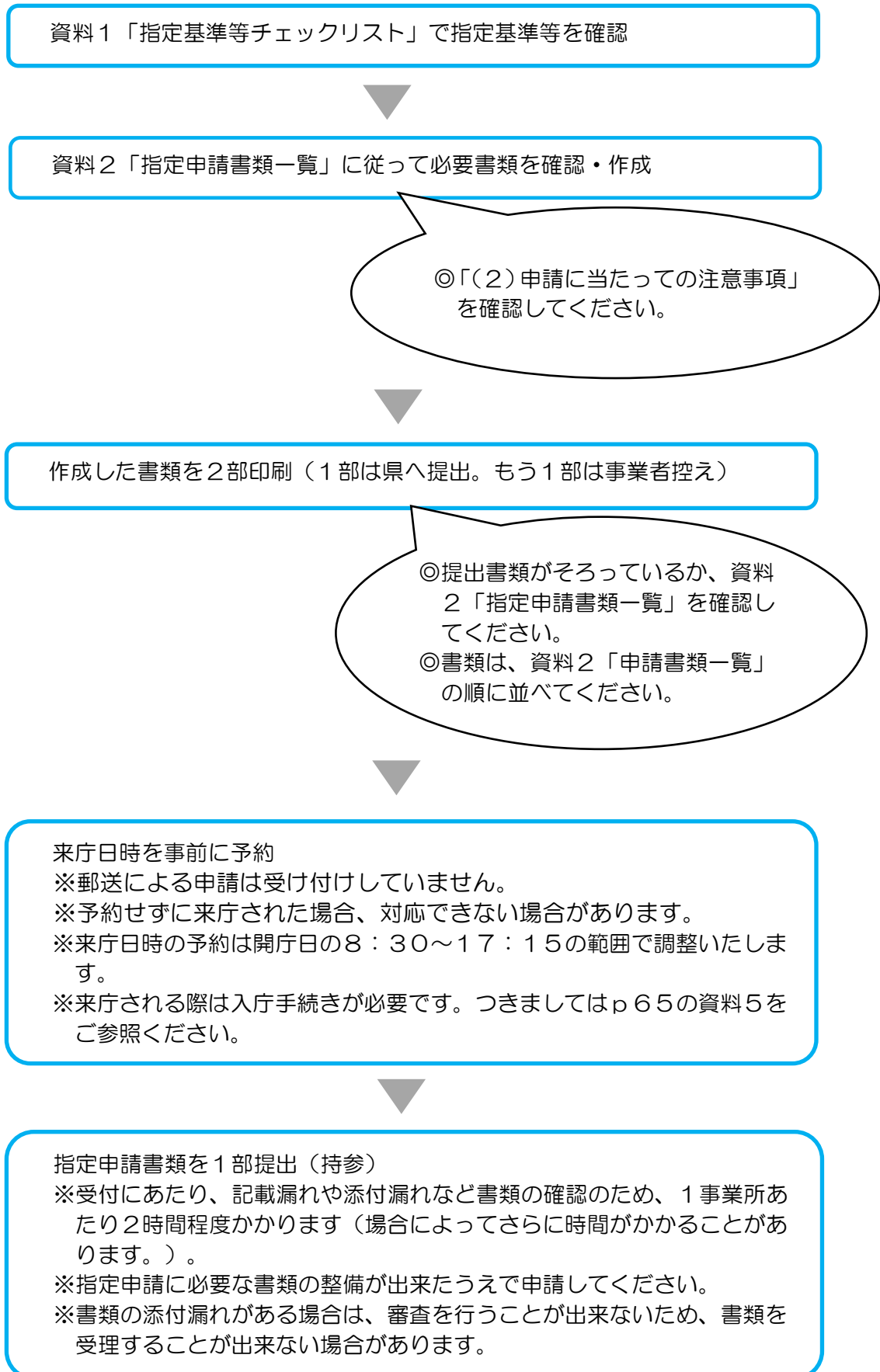
①事前協議

- 事前協議では、事業所の人員配置や設備など必要な事項について確認・協議を行います。
- 事前協議には、次の書類をご準備ください。岐阜県庁ホームページからダウンロードできます。
- 書類等に不備（記入漏れ、書類添付漏れ等）がある場合等は、協議が実施できないことがありますので、「指定基準等チェックリスト」（資料1 参照）を確認したうえで必要書類を準備してください

チェック	事前協議書類一覧
	1 事前協議書
	2 管理者及び児童発達支援管理責任者の経歴書（参考様式3）
	3 管理者及び児童発達支援管理責任者の実務経験証明書（参考様式4）
	4 管理者及び児童発達支援管理責任者に必要な資格の証明書及び研修の修了証
	5 指定予定月の勤務形態一覧表（参考様式10）
	6 資格要件がある従業者（保育士、児童指導員等）について、資格要件を満たしていることを証明できる書類
	7 平面図（参考様式1）
	8 事業計画（参考様式）

②申請書類の提出

○申請書類の作成は、次の流れに従って進めてください。



(注1) 事業者の指定は、事業所(施設)ごと、事業の種類ごとに行いますので、同じ法人が、複数の所在地の異なる事業所で事業を行う場合、事業所ごとに申請書類を提出してください。

(注2) 同じ事業所で複数の事業を行う場合は、事業ごとに申請書を提出してください。ただし、多機能型事業所の指定申請をする場合は、複数の事業分を1つの申請書類にまとめて提出することができます。

(注3) 「指定基準等チェックリスト」、「指定申請書類一覧」、「申請書類様式」等の必要書類は、岐阜県庁ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/zidou.html>)

③受付及び審査

○申請書類の提出後に、事業の種類ごとに定められた人員、設備及び運営の基準を満たしているかどうか、具体的な審査を行います。

○ただし、不備があった場合は、再度提出をお願いすることになります。

○審査にあたり、必要に応じて実地確認を行います。

○審査の過程で不明な点等があった場合は、担当より事業者の方に確認等の問い合わせを行う場合があります。

④指定

○県が指定した事業者には法人宛てに「指定通知書」を発行します。

○「指定通知書」は、指定を受けた事業所の見やすい場所に掲示してください。

○通知書の再発行はしませんので、大切に保管してください。

○審査の結果、指定基準に達しなかった申請については、申請を却下します。この場合は、申請事業者に「却下通知書」を発行します。なお、却下の場合、提出された書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

◎指定の更新(法第21条の5の16、法第24条の10)

・指定障害児通所支援事業者、指定障害者入所施設の指定の有効期間は6年間です。

・6年ごとに指定の更新を受ける必要がありますので、指定有効期間満了の30日前までに更新の申請をしてください(詳しくは「指定障害児通所支援事業等指定更新手続き等について(児童福祉法)」を参照ください。)

(https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/site_kousin.html)

(2) 申請に当たっての注意事項

①他法令について

○事業の実施にあたっては、児童福祉法だけでなく、他法令も順守する必要があります。障害福祉課が所管していない他法令については、申請までに所管部署に確認してください。

○確認した内容等は、「指定基準等チェックリスト」に記録し、申請時に提出してください。

○申請書類において各法令の適合状況が確認できない場合は、事業所等の指定をすることができません。

<消防法>

所管の消防署へ確認してください。

<建築基準法、都市計画法>

県の建築事務所又は市町村の所管部署へ確認してください。

なお、問い合わせ先についてはp29に掲載しておりますので、ご参照ください。

【参考】

- ・ 開発許可事務の手引き（都市計画法関係）
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/3346.pdf>)

②登記事項証明書、定款について

- 提出いただく登記事項証明書の「目的等」には、申請に係る事業についての記載が必要です。
- なお、申請にあたり定款変更が必要な場合は、各認可庁等にご確認ください。特に、特定非営利活動法人は定款変更に4ヵ月ほど時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

※指定の申請とは別に、法第34条の3の規定に基づき事業の開始にあたり必要となる届出にあっては、いずれの事業においても定款、条例その他の基本約款の提出が必要となります。

記載例 登記事項証明書に記載する目的等について

- * 下記は最も事業を広く対象とする表現の例です。
- * なお、社会福祉法人については、《社会福祉法人の場合の記載例》を参考にしてください。

○児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援（法第6条の2の2）を行う場合

→ 記載例：「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営」

○障害児相談支援事業を行う場合

→ 記載例：「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業の経営」

《社会福祉法人の場合の記載例》

○社会福祉法人定款例に基づき、第二種社会福祉事業として、次のとおり実施する予定の事業名を記載してください。

→ 記載例：「障害児通所支援事業の経営」
「障害児相談支援事業の経営」

○障害児入所施設を経営する場合は、社会福祉法人定款例に基づき、第一種社会福祉事業として、次のとおり記載してください。

→ 記載例：「障害児入所施設の経営」

③運営規程について

○運営規程の参考例を岐阜県庁ホームページに掲載していますので参考にしてください。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/kitei.html>)

○運営規程に定める「従業員の員数」の考え方については、下記の通知を確認してください。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/265012.pdf>)

④「付表」について

○付表の様式は、以下の岐阜県庁ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8617.html>)

○実施する事業に応じて付表１～９まで様式が分かれていますので、該当するものを使用してください。

サービス	該当する付表
児童発達支援センター	付表１
児童発達支援	付表２ 付表２－２（従たる事業所がある場合）
放課後等デイサービス	付表４ 付表４－２（従たる事業所がある場合）
保育所等訪問支援	付表５
居宅訪問型児童発達支援	付表６
多機能型	付表７（その１・その２） ※運営サービスのものと併せて提出
福祉型障害児入所施設	付表８
医療型障害児入所施設	付表９

※付表によって記載項目が異なる場合があります。

付表4 放課後等デイサービス事業所の指定に係る記載事項

主として通わせる児童の障害の種別 ()		受付番号		①					
事業所	フリガナ 名 称				②				
	所在地 (郵便番号 -) 岐阜県				③				
	連絡先 電話番号	FAX番号							
管理者	フリガナ 氏 名	(郵便番号 -) 住 所			④				
	当該放課後等デイサービス事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)				⑤				
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)								
	事業所等の名称 兼務する職種及び勤務時間等								
	共生型サービス対象 非該当・生活介護事業者・通所介護事業者等・小規模多機能型居宅介護事業者等								
実施主体が地方公共団体である場合は、当該支援の実施について定める条例等		第 条第 項第 号		⑥					
児童発達支援管理責任者	フリガナ	(郵便番号 -)			⑦				
	氏 名	住 所							
	実務経験	有 ・ 無							
従業者の職種・員数		指導員	保育士	児童発達支援管理責任者	機能訓練担当職員	⑧			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数		常勤(人)							
		非常勤(人)							
常勤換算後の人数(人)									
基準上の必要人数(人)									
		児童指導員		嘱託医		看護職員			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数		常勤(人)							
		非常勤(人)							
常勤換算後の人数(人)									
基準上の必要人数(人)									
		専従		兼務		専従		兼務	
従業者数		常勤(人)							
		非常勤(人)							
常勤換算後の人数(人)									
基準上の必要人数(人)									
設備		指導訓練室		有 ・ 無					
主な掲示事項									
営業日									
営業時間									
サービス提供時間(送迎時間を除く)		① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ :							
利用定員		人							
利用料		厚生労働大臣の定める額							
その他の費用									
通常の事業の実施地域									
実施サービス		送迎サービス		有 ・ 無					
		第三者評価の実施状況		している ・ していない					
その他参考となる事項		苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者			
		その他							
協力医療機関		名称		主な診療科名					
多機能型実施の有無		有 ・ 無							
一体的に管理運営される他の事業所									
添付書類									

(備考)

1. 「受付番号」「基準上の必要人数」欄には、記載しないでください。
2. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別業に記載した書類を添付してください。
3. 「併設する施設の名称及び概要」欄には、施設の目的及び提供するサービスの内容等を記載してください。
4. 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
5. 「その他の費用」欄には、保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。

項目	注意事項
① 事業所の名称	- 第 15 号様式の 12「指定申請書」に記載した事業所の名称と一致させてください。 - その他の添付書類に記載する事業所の名称をすべて一致させてください。
② 事業所の名称（フリガナ）	1 の「事業所の名称」がひらがな又はカタカナの場合も記入してください。特に「名称」に数字やアルファベットが含まれる場合は注意してください。
③ 事業所の所在地	市町村以下番地やビル等の名称まで、正確に記入してください。
④ 当該事業の実施について定めている条例等	【申請者が地方公共団体の場合のみ】申請する事業が記載されている条項を記入してください。
⑤ 管理者・児童発達支援管理責任者の住所	- 参考様式 3「管理者経歴書」、参考様式 3「児童発達支援管理責任者経歴書」から転記してください。 - 市町村以下番地やビル等の名称まで、正確に記入してください。
⑥ 従業員の職種・員数	- 運営規程、参考様式 10「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」と一致させてください。 - なお、運営規程において員数を定数表記としている場合は、参考様式 10「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」と一致していなくても差し支えありません。
⑦ 主な掲示事項	運営規程と一致させてください。
⑧ 苦情解決の措置概要	参考様式 6「障害児又はその保護者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要」から転記してください。
⑨ 協力医療機関	添付書類「協力医療機関との契約内容が分かるもの」の内容と一致させてください。

⑤ 原本証明の方法について

○申請書（添付書類を含む。）の中には、原本ではなく写し（コピー）を提出していただく場合があります。この場合、原本証明により、提出いただく写し（コピー）が原本と同じ内容であることを証明していただく必要があります。

＜原本証明の例＞

実務経験証明書

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

◎余白に下記のとおり記載してください。

原本と相違ないことを証明します。

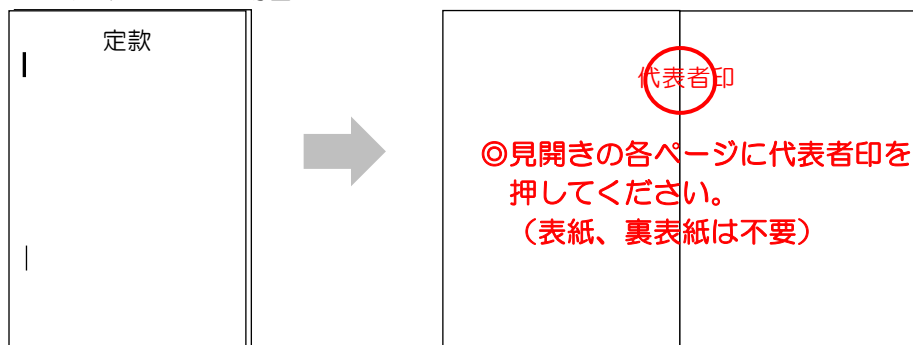
株式会社〇〇〇〇

代表取締役 岐阜 花子

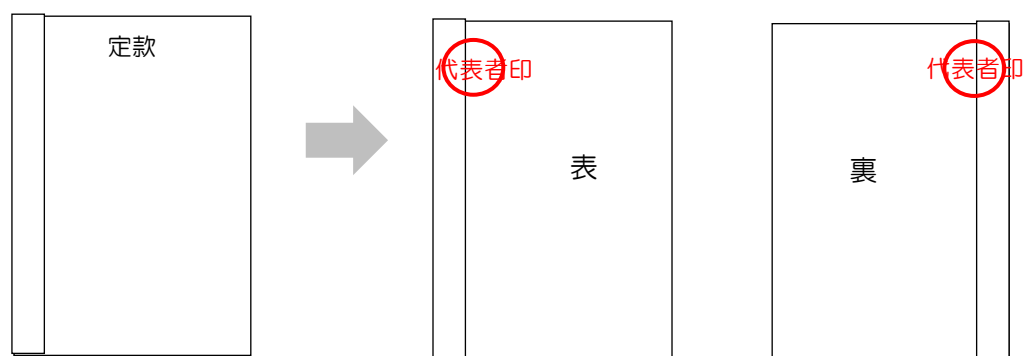
代表者印

※2枚以上になる場合は、下記のとおり製本したうえで、割印を押してください。

<ホチキスとじの場合>



<袋とじの場合>



⑥平面図、事業所の外観及び内観の写真について

○平面図に、各部屋の用途及び面積を記載してください。

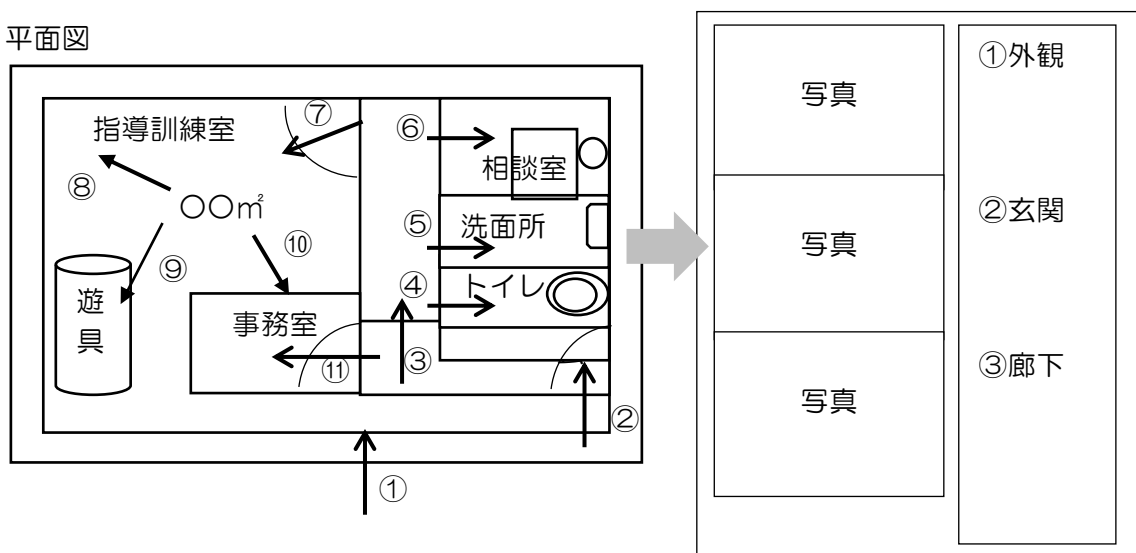
○事業所の状態を確認するため、写真（カラーで鮮明なもの）を提出してください。建物の外観、玄関、トイレ、洗面、指導訓練室、相談室など、設備基準上必要な設備を撮影してください。

○写真は部屋の一部分だけではなく、全体が確認できるように撮影してください（必要に応じて、複数枚に分けての撮影でもよい。）。また、事業所が完成した状態（サービス提供できる状態）で撮影してください。内装が整っていない状態や、事業で使用する机等の備品等が配置されていない状態では認められません。

○写真は、指定申請書類を提出する時点で完成した状態のものを提出してください。

○撮影した写真は、台紙に貼る等したうえで各写真に番号と撮影箇所の名称を記載し、撮影位置と撮影方向が分かるよう平面図上に矢印と番号を記載してください。

平面図



◎次に掲げる場合には、岐阜県庁ホームページ上に掲載する方法により、公示を行います。

- ①指定障害児通所支援事業者等の指定をしたとき。
- ②指定障害児通所支援事業者から廃止の届出があったとき。
- ③指定障害児入所施設から指定辞退の届出があったとき。
- ④指定障害児通所支援事業者等の指定を取消したとき。

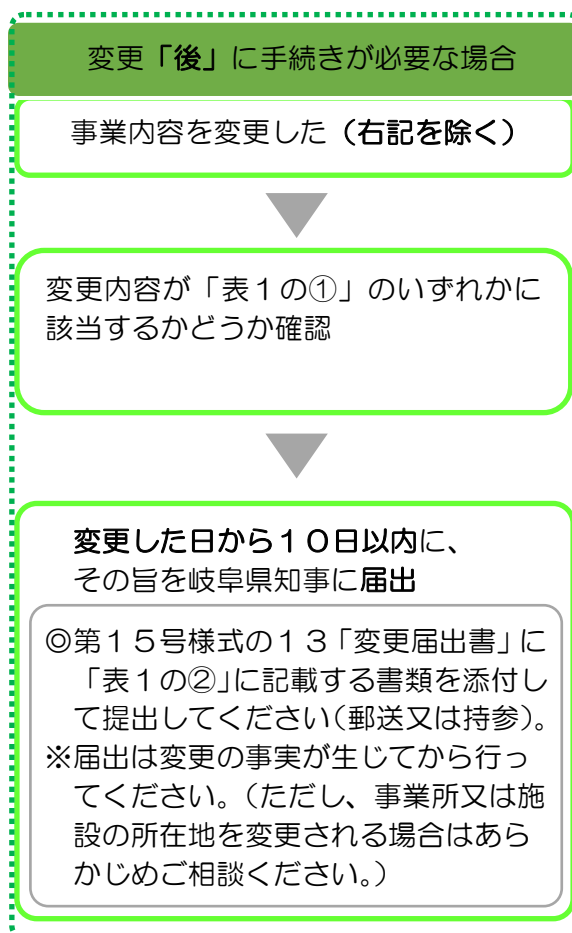
＜公示する項目＞

- ・事業所番号
- ・事業者又は施設の名称及び所在地
- ・申請者又は施設の設置者
- ・指定年月日 等

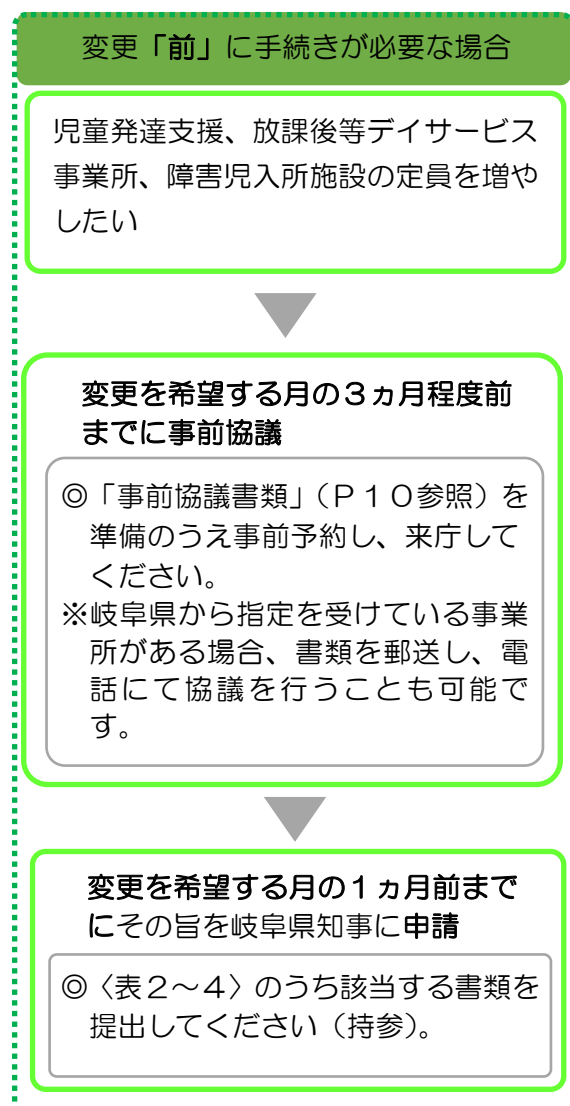
5 事業内容を変更した（したい）場合の手続き等

変更届出、変更申請が必要な場合のスケジュール

変更届出〈表1〉



変更申請〈表2〉〈表3〉〈表4〉



※定員を増やすときは変更届出ではなく、変更申請の手続きが必要です。

次の項目を変更した場合は、
変更届の提出が必要です

<表1> ※付表は1から9までは、該当の書類のみ添付してください。

番号	①変更の届出を要する事項	②第15号様式の13「変更届出書」に添付する書類（変更後のものを提出してください。）
1(☆)	事業所（施設）の名称	☐ 付表（該当するサービスのもの） ☐ 運営規程（新旧対照表及び改正後の運営規程一式） ☐ 業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）（第4号様式）
2(☆)	事業所（施設）の所在地（設置の場所）	☐ 付表（該当するサービスのもの） ☐ 運営規程（新旧対照表及び改正後の運営規程一式） ☐ 事業所・施設の平面図（参考様式1） ☐ 事業所の設備・備品等一覧表（参考様式2） ☐ 事業所の外観及び内部の写真 ☐ 事業所の位置図 ☐ 建物賃貸借契約書の写し ※要原本証明 ☐ 指定基準等チェックリスト ☐ 事業所建物の消防法適合状況を示す書類（「消防用設備等検査済証」又は「消防用設備等点検結果報告書」）の写 ※要原本証明 ☐ 業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）（第4号様式）
	【お願い】 事業所（施設）の所在地を変更される場合は、あらかじめご相談いただきますようお願いいたします。	
3(☆)	申請者（設置者）の名称	☐ 付表（該当するサービスのもの） ☐ 登記事項証明書 ※写しの場合は要原本証明 ☐ 運営規程（新旧対照表及び改正後の運営規程一式） ☐ 業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）（第4号様式）
4(☆)	申請者（設置者）の主たる事務所の所在地	☐ 付表（該当するサービスのもの） ☐ 登記事項証明書 ※写しの場合は要原本証明 ☐ 業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）（第4号様式）
5(☆)	申請者（設置者）の代表者の氏名、生年月日、住所及び経歴	☐ 付表（該当するサービスのもの） ☐ 登記事項証明書 ※写しの場合は要原本証明 ☐ 誓約書（参考様式8）

		☐ 業務管理体制の整備に関する事項の届出書 (届出事項の変更) (第4号様式)
6	登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)	☐ 付表(該当するサービスのもの) ☐ 登記事項証明書 ※写しの場合は要原本証明 ☐ 誓約書(参考様式8)
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること	☐ 付表(該当するサービスのもの) ☐ 許可証等の写し ※要原本証明
8	事業所(施設)の平面図及び設備の概要	☐ 付表(該当するサービスのもの) ☐ 事業所・施設の平面図(参考様式1) ☐ 事業所の設備・備品等一覧表(参考様式2) ☐ 事業所の外観及び内部の写真 ☐ 建物賃貸借契約書の写し ※要原本証明
9	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	☐ 付表(該当するサービスのもの) ☐ 管理者の経歴書(参考様式3) ☐ 誓約書(参考様式8) ☐ 勤務形態一覧表(参考様式10) ☐ 組織体制図
10	事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	☐ 付表(該当するサービスのもの) ☐ 児童発達支援管理責任者の経歴書(参考様式3) ☐ 資格証明書の写し、研修修了証の写し ※要原本証明 ☐ 実務経験証明書(参考様式4) ☐ 勤務形態一覧表(参考様式10) ☐ 組織体制図
	【児童発達支援管理責任者基礎研修の修了者を実務経験(OJT)の業務に従事する者として配置する場合の注意点】 上記必要書類のなかで、氏名を記載する箇所すべてにおいて、氏名の右側に(OJT として配置)と明記して届出を行ってください。 例：岐阜 太郎 (OJT として配置)	
11	主たる対象者	☐ 付表(該当するサービスのもの) ☐ 運営規程(新旧対照表及び改正後の運営規程一式) ☐ 主たる対象者を特定する理由等(参考様式7) ※対象を特定する場合のみ
12	運営規程	☐ 付表(該当するサービスのもの) ☐ 運営規程(新旧対照表及び改正後の運営規程一式) ☐ 勤務形態一覧表(参考様式10) ※次に該当する場合のみ ・従業員の数の変更(新たに配置する従業員を

		保育士、児童指導員等の有資格者等として配置する場合、資格証、実務経験証明書、高校卒業以上の証明書等資格要件を満たしていることを証明できる書類の写し（要原本証明）を添付してください。また、以前から配置していたが、県に有資格者等の要件を満たしていることを証明できる書類の写しを提出していない従業者についても同様に添付してください。） ・営業日の変更 ・営業時間の変更 ・サービス提供日、サービス提供時間の変更
		☐ 組織体制図 ※従業者の数に変更がある場合のみ
		☐ 体制等に関する届出書（体制様式） ※従業者の員数変更等に伴い、 報酬区分及び加算項目等が変更となる場合のみ
13	協力医療機関(協力歯科医療機関)の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	☐ 付表（該当するサービスのもの） ☐ 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容等の分かるもの

※「変更届出書（第15号様式の13）」及び「障害児通所支援事業等開始・変更届出書（15号様式の16）」（該当する事項の変更の場合に限る。）に上表の書類を添付すること。

※「障害児通所支援事業等開始・変更届出書（15号様式の16）」に掲げる事項について 届け出ている事項に変更が生じた場合には、変更が生じた日から1か月以内に同様式を用いて届け出てください。

※なお、上表1～5（☆）の事項に変更があった場合には、業務管理体制の変更の届出も必要となります。（詳細は、「（1）業務管理体制の整備（P24）」をご参照ください。）

＜表2＞児童発達支援、放課後等デイサービス事業所で定員を増やす場合

	必要な書類（変更後のもの）	
児童発達支援、放課後等デイサービス	☐ 指定申請書（変更）（第15号様式の12の2）	
	☐ 変更するサービスの付表	
	児童発達支援センター	付表1
	児童発達支援	付表2
	放課後等デイサービス	付表4
	※多機能型の場合	上記+付表7 （その1・その2）
	☐ 事業所の平面図（参考様式1）	
	☐ 建物賃貸借契約書等の写し（要原本証明）	
	☐ 事業所の外観及び内部の写真	
	☐ 事業所の設備・備品等一覧表（参考様式2）	
	☐ 事業所の位置図	
	☐ 運営規程（新旧対照表及び改正後の運営規程一式）	

	☐ 誓約書（参考様式 8）
	☐ 勤務形態一覧表（参考様式 10）、組織体制図
	☐ 障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書（体制様式） ※総括表のほか変更が生じる加算項目については総括表に定める「別紙」を添付
	☐ 障害児通所支援事業等開始・変更届出書（第 15 号様式の 16）

＜表 3＞単位追加により定員を増やす場合

	必要な書類（変更後のもの）	
児童発達支援、 放課後等デイサービス	☐ 指定申請書（変更）（第 15号様式の 12の2）	
	☐ 変更するサービスの付表	
	福祉型障害児入所施設	付表 8
	医療型障害児入所施設	付表 9
	※多機能型の場合	上記＋付表 7
	☐ 施設の平面図（参考様式 1）	
	☐ 建物賃貸借契約書等の写し（要原本証明）	
	☐ 施設の外観及び内部の写真	
	☐ 施設の設備・備品等一覧表（参考様式 2）	
	☐ 施設の位置図	
	☐ 運営規程（新旧対照表及び改正後の運営規程一式）	
	☐ 誓約書（参考様式 8）	
	☐ 勤務形態一覧表（参考様式 10）、組織体制図	
	☐ 従業員の経歴書	
	☐ 従業員に必要な資格・研修修了の証明書・実務経験証明書（要原本証明）	
	☐ 指定基準チェックリスト	
	☐ 障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書（体制様式） ※総括表のほか変更が生じる加算項目については総括表に定める「別紙」を添付	
【以下、該当する場合】		
☐ 児童発達支援管理責任者の経歴書（参考様式 3）		
☐ 資格・研修修了の証明書・実務経験証明書（要原本証明） ※児童発達支援管理責任者を追加する場合		
☐ 事業所建物の消防法適合状況を示す書類（「消防用設備等検査済証」又は「消防用設備等点検結果報告書」）の写（要原本証明） ※単位追加により新たに使用する建物・設備がある場合		

＜表４＞障害児入所施設の定員を増やす場合

	必要な書類（変更後のもの）	
障害児入所施設	☐ 指定申請書（変更）（第１５号様式の１２の２）	
	☐ 変更するサービスの付表	
	福祉型障害児入所施設	付表８
	医療型障害児入所施設	付表９
	※多機能型の場合	上記＋付表７
	☐ 施設の平面図（参考様式１）	
	☐ 建物賃貸借契約書等の写し（要原本証明）	
	☐ 施設の外観及び内部の写真	
	☐ 施設の設備・備品等一覧表（参考様式２）	
	☐ 施設の位置図	
	☐ 運営規程（新旧対照表及び改正後の運営規程一式）	
	☐ 誓約書（参考様式８）	
	☐ 勤務形態一覧表（参考様式１０）、組織体制図	
	☐ 障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書（体制様式）	
	※総括表のほか変更が生じる加算項目については総括表に定める「別紙」を添付	

※児童福祉施設としての児童発達支援センター及び障害児入所施設の設置認可事項である「名称、種類及び位置」、「建物その他設備の規模及び構造並びにその図面」、「運営の方法」及び「経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴」を変更する場合は、別途手続きが必要となりますので事前に相談してください。（法施行規則第３７条第５項、第６項）

６ 事業を廃止・休止しようとする場合や再開した場合の手続き等

○指定障害児通所支援事業者は当該指定に係るサービスの事業を廃止、休止しようとするときは**１ヵ月前までに、休止した事業を再開したときは１０日以内に**岐阜県知事に「廃止・休止・再開届出書（第１５号様式の１４）」及び「障害児通所支援事業等廃止・休止届出書（第１５号様式の１７）（廃止、休止しようとする場合に限る。）」を提出する必要があります。

○指定を受けた法人から別法人に事業が移管される場合は当該指定を受けていた法人の事業所は、「廃止」の取扱いとなります。廃止の届出を行うとともに、別法人が新たに指定申請の手続きを行うことが必要です。

※児童福祉施設としての児童発達支援センター及び障害児入所施設の設置認可事項である「名称、種類及び位置」、「建物その他設備の規模及び構造並びにその図面」、「運営の方法」及び「経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴」を変更する場合は、別途手続きが必要となりますので事前に相談してください。（法施行規則第３７条第５項、第６項）

＜廃止・休止・再開届に必要な事項＞

- ・廃止、休止予定年月日又は再開した年月日
- ・廃止又は休止する場合は、その理由
- ・廃止又は休止する場合は、現に支援を受けていた者に対する措置
- ・休止の場合は、休止の予定期間

※第１５号様式の１４（別紙）及び第１５号様式の１４（別紙）の作成にあたり現にサービス

を受けている児童、保護者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、指定サービス事業者として障がい児、保護者に対し責任ある対応を行ったことが確認できる資料の提出を必要とする場合があります。

※廃止・休止届提出時に現に支援を受けている利用児について、今後の方針が定まっていない場合、届出を受理できない場合があります。

※補助金の交付を受けている場合は、『財産処分の承認』が必要となる場合があります。処分に係る協議に時間を要する場合があるため、早めに相談してください。

7 障害児入所施設の指定を辞退する場合

○障害児入所施設がその指定を辞退する場合は、3ヵ月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができるかとされています。

○指定を辞退しようとする施設は、辞退の日の3ヵ月前までに「指定辞退届出書（第15号様式の15）」に必要事項を記入の上、指定申請を行った担当課に提出してください。

8 報酬の算定に関する手続き

（1）報酬

○サービス提供時の報酬の算定については、次の告示及び留意事項通知等に掲げるところによります。

〈指定障害児通所支援事業所の報酬基準〉

- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日付け厚生労働省告示第122号）

〈指定障害児入所施設の報酬基準〉

- ・児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日付け厚生労働省令第123号）

〈指定障害児通所支援及び指定障害児入所施設の報酬基準に係る留意事項通知〉

- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日付け障発0330第16号）

（2）障害児通所給付費等算定に係る体制に関する届出

①サービス提供時の報酬の算定にあたっては、「（体制様式（総括表））各障害児通所支援給付費等の算定に係る体制等状況総括表」に掲げる事項について、新規に指定障害児通所支援等の提供を行う場合及び届け出た体制に変更があった場合、事前に岐阜県知事に届け出る必要があります。詳細については、報酬基準及び留意事項通知を参照願います。（新規に指定を受けた事業者等が届出をしない場合は、加算等がないものとして、取り扱います。）なお、報酬の加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）が算定できる効力の発生時期は、原則として次のとおりです。

■効力の発生時期

○報酬の加算等（算定される単位数が増えるものに限る）の算定の場合

- ・届出が毎月15日以前になされた場合・・・翌月のサービス提供分から
- ・届出が毎月16日以降になされた場合・・・翌々月のサービス提供分から

○報酬の加算等がされなくなる場合

- ・加算等が算定されなくなった事実が発生した日

②年度初めの取扱い

前年度実績に基づいて区分が変更（算定される単位数の増減にかかわらず）される報酬の加算等については、毎年度4月15日までに届出があった場合に、4月のサービス提供分から算定します。

なお、届出にあたっては、4月1日適用分と5月1日適用分とに分けて届出をしてください。

※4月15日までになされない場合には、前記①の取扱いとなります。

③新規指定時の取扱い

指定を受けようとする月の前々月末日までに届出を行い、指定時から適用されます。（指定申請時に併せて提出願います。）

9 その他必要な届出や手続き等について

（1）業務管理体制の整備

○法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、各事業者に対し法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられています。

①事業者が整備する業務管理体制

事業者が整備すべき業務管理体制は以下の表のとおりです。

指定事業所等の数		20未満	20以上 100未満	100以上
業務管理体制 の内容	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（「法令遵守責任者」）の選任	○	○	○
	業務が法令に適合することを確保するための規程（「法令遵守規程」）の整備	—	○	○
	業務執行の状況の監査を定期的 に実施	—	—	○

※多機能型事業所においては、各サービスを1つの事業所として数えます。

②業務管理体制の届出

届出が必要な事項は以下の表のとおりです。

届出事項	対象となる事業者
(1) 事業者の名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
(2) 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	
(3) 上記に加え、「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が 20 以上の事業者
(4) 上記に加え、「業務執行状況の監査の方法」の概要	事業所等の数が 100 以上の事業者

なお、既に事業所の指定を受けている事業者で、根拠条文（※）を同じくするサービスの指定を受けた場合で、業務管理体制の整備の内容に変更がない場合、届出は不要です。

- ※法第 21 条の 5 の 26（指定障害児通所支援事業者等）
- 法第 24 条の 19 の 2（指定障害児入所施設等の設置者）
- 法第 24 条の 38（指定障害児相談支援事業者）

届出先は以下の表のとおりです。

区分	届出先
① 事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)
② 相談支援事業を行う事業者のうち、特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村
③ ①および②以外の事業者	都道府県※

※事業所が岐阜市内のみに所在する場合は岐阜市障がい福祉課が届出先です。

※届出様式、通知等の関係資料は、岐阜県庁ホームページからダウンロードしてください。

(https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index_41383.html)

(2) 障害福祉サービス等情報公表システムへの入力

○平成 30 年 4 月から障害福祉サービス等情報公表制度が始まり、指定障害福祉サービス事業者は、そのサービス内容等を県へ報告することが義務づけられました。県は事業者から報告された情報の内容を確認し、公表します。

○公表にあたっては独立行政法人福祉医療機構（WAMNET）のシステムを利用し、県へサービス内容等を報告（事業所情報の送信）いただく必要があります。

○指定後、登録メールアドレスに、独立行政法人福祉医療機構（WAMNET）から ID 及び PASS が送付され次第、障害福祉サービス等情報公表システムにて報告をお願いします。

○なお、既存の事業所におかれましても、毎年度、本公表に係る報告（情報の更新）が必要となります。

【障害福祉サービス等情報公表制度のご案内（岐阜県ホームページ）】

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/>)

※報告やシステム操作にあたっては、下記連絡版から「操作説明書（マニュアル）」、「よくある質問（Q&A）」などをご覧ください。

【障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板（WAMNET）】

(<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo>)

(3) 報告・検査等の実施

- 岐阜県及び各市町村は指定事業者の行う支援が事業の基準を満たしているか、障害児通所給付費等の請求に不正がないか等を確認するために、書面・実地等により検査・指導を行います。
- 原則として、初回を開設年度の次年度に実施し、その後、児童発達支援(センターを除く。)、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援についてはおおむね3年に1回、児童発達支援センター、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設についてはおおむね毎年1回実施します。

(4) 事故等の報告

- 指定事業者がサービス提供を行う事業所等において、事故・事件、食中毒・感染症、施設入所者の行方不明・事故、送迎車の交通事故などが発生した場合には、速やかに家族及び関係機関(消防署、警察署、市町村など)に連絡するとともに、県の所管の現地機関(p29参照)及び関係市町村担当課に対し、報告を行ってください。
- ※岐阜県指定障害福祉サービス等事業所等における事故等発生時の報告事務取扱要領
- ※岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/jiko-jiken.html>)

(5) メールアドレスの登録について

- 指定障害福祉サービス事業者等に対し、各種依頼や情報提供等を障害福祉課から電子メールで行いますので、貴法人の代表メールアドレスを必ずご登録いただきますようお願いいたします。

【登録が必要なケース】

- 事業所を新規で開設した。 → 記載例①を参照
- すでに事業所を運営しており、サービスを追加した。 → 記載例①を参照
- すでに事業所を運営しており、メールアドレスが変わった。 → 記載例②を参照

【登録方法】次のアドレスに貴法人の登録する代表メールアドレスから送信

送信先メールアドレス : c11226@pref.gifu.lg.jp

【 記載例① 】

「件名」：岐阜株式会社代表メールアドレスの新規登録について

「本文」：以下のとおり、登録をお願いいたします。

- ・法人名：岐阜株式会社
- ・事業所名：岐阜居宅介護サービス
- ・事業所の電話番号：*** - **** - ****
- ・サービス：指定居宅介護、指定重度訪問介護
- ・担当者名：岐阜太郎

【 記載例② 】

「件名」：岐阜株式会社代表メールアドレスの変更について

「本文」：以下のとおり、登録をお願いいたします。

- ・法人名：岐阜株式会社
- ・事業所名：岐阜居宅介護サービス
- ・事業所の電話番号：*** - **** - ****
- ・サービス：指定居宅介護、指定重度訪問介護
- ・担当者名：岐阜太郎

(6) 問い合わせ方法

ご不明な点などがありましたら、以下の県ホームページにございます「児童福祉法関係制度に係る質疑について」をご確認のうえ、掲載している質問票によりお問い合わせください。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8617.html>)

10 各書類の提出先、各種問い合わせ先

○各種申請、届出等について

＜岐阜県内の市町村（岐阜圏域の市町を除く。）にある事業所・施設＞

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁12階

岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係

TEL 058-272-1111 内線3490, 3491, 3492, 3493

FAX 058-278-2643

＜岐阜圏域の市町（岐阜市（障害児入所施設に限る。）、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）にある事業所・施設＞

〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館 第2棟4階

岐阜県健康福祉部 岐阜地域福祉事務所

福祉課 地域福祉第二係

TEL 058-272-8287（直通）

FAX 058-278-3526

○指定後の検査（実地指導等）、事故等報告について

機関名	所在地	TEL	FAX	備考
岐阜地域福祉事務所 福祉課	岐阜県岐阜市藪田 南5-14-53 OKB ふれあい会 館 第2棟 4階	058-272-8287 (直通)	058-278-3526	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町 ※岐阜市は障害児入所施設に限る。
西濃県事務所 福祉課	大垣市江崎町42 2-3 西濃総合庁舎	0584-73-1111 (232~235)	0584-73-3524	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐県事務所 福祉課	揖斐郡揖斐川町上 南方1-1 揖斐総合庁舎	0585-23-1111 (241、242)	0585-22-1829	揖斐川町、大野町、池田町
中濃県事務所 福祉課	美濃市生籾161 2-1 中濃総合庁舎	0575-33-4011 (257、258)	0575-35-1492	関市、美濃市、郡上市
可茂県事務所 福祉課	美濃加茂市古井町 下古井2610-1 可茂総合庁舎	0574-25-3111 (242、243)	0574-25-3934	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃県事務所 福祉課	多治見市上野町5 -68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111 (271、272)	0572-25-0079	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那県事務所 福祉課	恵那市長島町正家 後田1067-7 1 恵那総合庁舎	0573-26-1111 (226、227)	0573-25-7129	中津川市、恵那市
飛騨県事務所 福祉課	高山市上岡本町7 -468 飛騨総合庁舎	0577-33-1111 (271~274)	0577-33-1085	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

○関係法の確認について

＜消防法＞

- ・所管の消防署へ確認してください。

＜建築基準法＞

- ・県の建築事務所又市町村の所管部署へ確認してください。

【参考】

機関名	所在地	TEL	FAX	備考
岐阜・西濃建築事務所	大垣市江崎町4 22-3 西濃総合庁舎	0584-73- 1111 (384、38 7)	0584-73- 1176	羽島市、山県市、 瑞穂市、本巣市、 海津市、羽島郡、 養老郡、不破郡、 安八郡、揖斐郡、 本巣郡
中濃建築事務所	美濃加茂市古井 町下古2610-1 可茂総合庁舎	0574-25- 3111 (322、33 3)	0574-25- 5517	関市、美濃市、 美濃加茂市、可 児市、郡上市、 加茂郡、可児郡
東濃建築事務所	多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁 舎	0572-23- 1111 (333)	0572-23- 1612	多治見市、中津 川市、瑞浪市、 恵那市、土岐市
飛騨建築事務所	高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎	0577-33- 1111 (391、39 2)	0577-35- 3835	高山市、飛騨市、 下呂市、大野郡

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kaihatsu/kaihatsu-kyoka/11655/tebiki.html>)

＜都市計画法＞

【参考】開発許可事務の手引き（都市計画法関係）

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/3346.pdf>)

11 よくあるご質問

Q1 サービス管理責任者（又は児童発達支援管理責任者）が退職し、後任者のサービス管理責任者等がいません。求人募集はしていますが、まだ、決まっていません。このまま事業を続けても問題ないですか。

A1 サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者が不在となった場合、具体的には、下記の対応が考えられますが、速やかに、障害福祉課（又は岐阜地域福祉事務所）へ連絡・相談のうえ、必要な届出を行ってください。

- 個別支援計画の作成等ができないため、新規の利用者の受け入れは控えてください。
- 不在の期間が長期間にわたる場合は、休止や廃止も検討してください。
- 個別支援計画の作成は、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が行うため、見直しが必要となった月以降、当該状態が解消されるに至った月の前月まで個別支援計画未作成減算となる場合がございます。
- 人員基準を満たしていない月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算となる場合がございます。
- サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算に該当する場合は、「障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制等に関する届出書」及び「（体制様式（総括表））各障害児通所支援給付費等の算定に係る体制等状況総括表」を提出してください。

- 児童発達支援管理責任者がやむを得ない事由により欠如した場合については、実務経験を満たす者を児童発達支援管理責任者として配置する「みなし配置」が適用される旨定められています。みなし配置の適用を受ける場合には、協議書を県へ提出し審査を受ける必要があります。

※協議書の様式は以下のホームページに掲載しております。

66.サービス管理責任者等に関する告示の改正に伴う取扱いについて(R5年8月17日)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/289500.html> (指定事業者の皆さまへ R5)

Q2 現在、「株式会社〇〇」が実施している事業を、「株式会社□□」が実施することになりました。どのような手続きが必要ですか。

A2 法人が変更となる場合、現在、指定を受けている法人（株式会社〇〇）が運営する事業所は「廃止」し、事業を承継することになった法人（株式会社□□）は新たに指定を受けることが必要ですので、速やかに障害福祉課（又は岐阜地域福祉事務所）に相談ください。

1 2 児童発達支援管理責任者、相談支援専門員について

障害児通所支援等の指定を受けて事業を実施する場合は児童発達支援管理責任者を、障害児相談支援の指定を受けて事業を実施する場合は、相談支援専門員を配置する必要があります。

なお、必要とされる児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員になるためには、次の要件を満たす必要があります。

（１）児童発達支援管理責任者の要件

- 「児童発達支援管理責任者」は、「児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験」（資料3参照）に掲げる実務経験を有する者であり、かつ、次の①及び②の研修修了者である必要があります（②を修了後、5年ごとに「児童発達支援管理責任者更新研修」を受講する必要があります。）（※1）。

①児童発達支援管理責任者基礎研修及び相談支援従事者初任者研修等（※2）

②児童発達支援管理責任者実践研修

※1 令和元年度から児童発達支援管理責任者の要件が変更されています。要件の詳細は「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）」を確認してください。

※2 児童発達支援管理責任者として従事する予定の方で岐阜県が開催する研修を受講される場合は、令和元年度から相談支援従事者初任者を受講する必要はありません。新たに開催する「サービス管理責任者等基礎研修」に必要な部分（基礎部分）を含めて実施しますので、そちらを受講してください。そのほか、令和元年度から研修体系が見直されました。詳細は、岐阜県庁ホームページを確認してください。

(https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/kenshu_keikaku.html)

（２）相談支援専門員の要件

- 「相談支援従事者研修」を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受ける必要があります。
- 別添「相談支援専門員の要件となる実務経験」（資料4参照）に掲げる実務経験を有する必要があります。

資料 1 指定基準等チェックリスト

○児童発達支援センター

児童発達支援センター

基本方針

児童発達支援に係る指定通所支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

サービスの概要

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

人員・設備・運営の概要

人員基準	従業者	嘱託医	☐ 1人以上。
		児童指導員及び保育士	☐ 総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上。 ☐ 児童指導員 1人以上。 ☐ 保育士 1人以上。
		栄養士	☐ 1人以上。 ☐ 障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。
		調理員	☐ 1人以上。 ☐ 調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
		児童発達支援管理責任者	☐ 1人以上。
		機能訓練担当職員	☐ 機能訓練を行う場合に配置。 ☐ 児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
		看護職員	☐ 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に配置。
	☐ なお、3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準（医療型、難聴児、重症心身障害児）に基づく人員・設備等による支援を可能とする。 ☐ 嘱託医を除いて、上記の従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。 ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。		
	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 ☐ ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	

設備基準	指導訓練室	☐ 定員 おおむね10人。
	遊戯室	☐ 床面積 障害児1人当たり 2.47㎡以上。
	屋外遊戯場、医務室、相談室	☐ 床面積 障害児1人当たり 1.65㎡以上。
	調理室、便所	
	静養室	
運営基準	支援の提供に必要な設備及び備品等	
	☐ なお、3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準（医療型、難聴児、重症心身障害児）に基づく人員・設備等による支援を可能とする。 ☐ 上記の設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。	
運営基準	利用定員	☐ 定員 10人以上。 ☐ 主として重症心身障害児を通わせる場合 定員 5人以上。

そ の 他

運営に関する基準 （一部抜粋）	☐ 指定児童発達支援事業者は、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
--------------------	--

運営に関する基準 （一部抜粋）	☐ 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 ☐ 次の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれの健康診断の全部又は一部に該当すると認められるときは、健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、健康診断の結果を把握しなければならない。 ※児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断→通所開始時の健康診断 ※通学する学校における健康診断 → 定期の健康診断又は臨時の健康診断 ☐ 指定児童発達支援事業所の従業員の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。 ☐ 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 ☐ 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。 ☐ 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 ☐ 送迎用の自動車（座席が3列以上）を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止するための装置（※）を装備し、降車時の児童の所在確認を行うこと。 ※送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインに適合すること。
--------------------	---

他法令の順守	☐ 消防法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○スプリンクラー設置義務の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載）
	☐ 建築基準法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載）
	☐ 都市計画法（開発許可）担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○当該建築物が市街化調整区域に立地するか 区域内・区域外（いずれかに○） ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○）
	☐ その他関係法令担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載）
	☐ 上記担当部署との協議に使用した図面等は、申請内容と同一であること。 ☐ 上記担当部署との協議内容について必要手続及び検査を完了していること。

上記について、確認しました。

事業者名称 ：

代表者名称 ：

○児童発達支援（センター以外）

児童発達支援（センター以外）

基本方針

児童発達支援に係る指定通所支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

サービスの概要

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

人員・設備・運営の概要

人員基準	従業者	児童指導員又は保育士	☐ サービス提供を行う時間帯を通じて、 ☐ 1人以上は常勤。 ☐ 合計数が以下の区分に応じてそれぞれ以下に定める数以上。 障害児の数が10人まで 2人以上 10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5 ☐ 又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含める場合は、 ☐ 半数以上が児童指導員又は保育士であること。
		児童発達支援管理責任者	☐ 1人以上。 ☐ 1人以上は専任かつ常勤であること。
		機能訓練担当職員	☐ 機能訓練を行う場合に配置。 ☐ 児童指導員又は保育士の総数に含めることができる。
		【主として重症心身障害児を通わせる場合】	
		嘱託医	☐ 1人以上。
		看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)	☐ 1人以上。
		児童指導員又は保育士	☐ 1人以上。
		機能訓練担当職員	☐ 1人以上。
		児童発達支援管理責任者	☐ 1人以上。
		☐ 看護職員、児童指導員又は保育士及び児童発達支援管理責任者は、サービス提供時間を通じて配置。機能訓練担当職員は、機能訓練を行わない時間帯については置かないことができる。	
管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 ☐ ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。		

設備基準	指導訓練室	☐ 訓練に必要な機械器具等を備えていること。
	支援の提供に必要な設備及び備品等	
	☐ 上記の設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。	
基準	運営	
	利用定員	☐ 定員 10人以上。 ☐ 主として重症心身障害児を通わせる場合 定員 5人以上。

そ の 他

運営に関する基準 (一部抜粋)	☐ 指定児童発達支援事業者は、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。 ☐ 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。 ☐ 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 送迎用の自動車（座席が3列以上）を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止するための装置（※）を装備し、降車時の児童の所在確認を行うこと。 ※送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインに適合すること。
他法令の順守	☐ 消防法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○スプリンクラー設置義務の有無 有 無（いずれかに○） ○必要手続の有無 有 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載）
	☐ 建築基準法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載）
	☐ 都市計画法（開発許可）担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○当該建築物が市街化調整区域に立地するか 区域内・区域外（いずれかに○） ○必要手続の有無 有 無（いずれかに○）

他法令の順守	☐ その他関係法令担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載）
	☐ 上記担当部署との協議に使用した図面等は、申請内容と同一であること。 ☐ 上記担当部署との協議内容について必要手続及び検査を完了していること。

上記について、確認しました。

事業者名称 ：

代表者名称 ：

○放課後等デイサービス

放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス

基 本 方 針

放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

サービスの概要

授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

人員・設備・運営の概要

人員基準	従業者	児童指導員又は保育士	☐ サービス提供を行う時間帯を通じて、1人以上は常勤。 ☐ 合計数が以下の区分に応じてそれぞれ以下に定める数以上。 ☐ 障害児の数が10人まで 2人以上 ☐ 10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ☐ 機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること。
		児童発達支援管理責任者	☐ 1人以上。 ☐ 1人以上は専任かつ常勤であること。
		機能訓練担当職員	☐ 機能訓練を行う場合に配置。 ☐ 児童指導員又は保育士の総数に含めることができる。
		【主として重症心身障害児を通わせる場合】	
		嘱託医	☐ 1人以上。
		看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）	☐ 1人以上。
		児童指導員又は保育士	☐ 1人以上。
		機能訓練担当職員	☐ 1人以上。
		児童発達支援管理責任者	☐ 1人以上。
		☐	看護職員、児童指導員又は保育士及び児童発達支援管理責任者は、サービス提供時間を通じて配置。機能訓練担当職員は、機能訓練を行わない時間帯については置かないことができる。
	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 ☐ ただし、指定放課後等デイサービス事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定放課後等デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	

設備基準	指導訓練室	☐ 訓練に必要な機械器具等を備えていること。 ☐ 床面積 障害児 1 人当たり2.47㎡以上が望ましい。
	支援の提供に必要な設備及び備品等	
	☐ 上記の設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。	
運営基準	利用定員	☐ 定員 10人以上。 ☐ 主として重症心身障害児を通わせる場合 定員 5人以上。

そ の 他

運営に関する基準 (一部抜粋)	☐ 指定放課後等デイサービス事業者は、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。 ☐ 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 ☐ 指定放課後等デイサービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。 ☐ 指定放課後等デイサービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 ☐ 送迎用の自動車（座席が3列以上）を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止するための装置（※）を装備し、降車時の児童の所在確認を行うこと。 ※送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインに適合すること。
他法令の順守	☐ 消防法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○スプリンクラー設置義務の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載）
	☐ 建築基準法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載）
	☐ 都市計画法（開発許可）担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○当該建築物が市街化調整区域に立地するか 区域内・区域外（いずれかに○） ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載）

他法令の順守	☐ その他関係法令担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載）
	☐ 上記担当部署との協議に使用した図面等は、申請内容と同一であること。 ☐ 上記担当部署との協議内容について必要手続及び検査を完了していること。

上記について、確認しました。

事業者名称 ：

代表者名称 ：

○居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援

基本方針

居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

サービスの概要

重度の障害の状態等にある障害児であって、児童発達支援等の児童通所支援を受けるために外出することが困難なものにつき、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行う。

人員・設備・運営の概要

人員基準	従業者	訪問支援員	☐ 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数。 ☐ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事等の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者。
		児童発達支援管理責任者	☐ 1人以上。 ☐ 1人以上は、専ら当該居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者。
	管理者		☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 ☐ ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
設備基準	専用の区画		☐ 専用の事務室が望ましい。（他の事業と同一の事務室も可。） ☐ 利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保すること。
	支援の提供に必要な設備及び備品等		
	☐ 上記の設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。		

そ の 他

運営に関する基準 (一部抜粋)	☐ 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。 ☐ 指定居宅訪問型事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
--------------------	---

上記について、確認しました。

事業者名称：

代表者名称：

○保育所等訪問支援

保 育 所 等 訪 問 支 援

基 本 方 針

保育所等訪問支援に係る指定通所支援の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

サービスの概要

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

人員・設備・運営の概要

人員基準	従業者	訪問支援員 児童発達支援管理責任者	☐ 訪問支援を行うために必要な数。 ☐ 1人以上。 ☐ 1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者。
	管理者		☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 ☐ ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定保育所等訪問支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定保育所等訪問支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
設備基準	専用の区画		☐ 専用の事務室が望ましい。（他の事業と同一の事務室も可。） ☐ 利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保すること。
	支援の提供に必要な設備及び備品等		
	☐ 上記の設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。		

そ の 他

運営に関する基準 (一部抜粋)	☐ 指定保育所等訪問支援事業者は、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。 ☐ 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
--------------------	--

上記について、確認しました。

事業者名称：

代表者名称：

○共生型サービス（児童発達支援）

共生型児童発達支援

基本方針

児童発達支援に係る指定通所支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

共生型児童発達支援を行う指定生活介護事業者の基準

人員基準	従業者	☐ 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 ☐ ただし、共生型児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該共生型児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
その他	☐ 障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	

共生型児童発達支援を行う指定通所介護事業者等の基準

人員基準	従業者	☐ 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 ☐ ただし、共生型児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該共生型児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
設備基準	☐ 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の床面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。	

共生型児童発達支援を行う指定 小規模多機能型居宅介護事業者等の基準

人員基準	従業者	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第44条に規定する基準を満たしていること。							
	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。☐ 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。☐ ただし、共生型児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該共生型児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。							
設備基準	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。								
定員	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。								
	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。 <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr><tr><td>28人</td><td>17人</td></tr><tr><td>29人</td><td>18人</td></tr></table>		登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								
その他	☐ 障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。								

そ の 他

運営に関する基準 (一部抜粋)	☐ 指定児童発達支援事業者は、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。 ☐ 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。 ☐ 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。 ☐ 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 ☐ 送迎用の自動車（座席が3列以上）を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止するための装置（※）を装備し、降車時の児童の所在確認を行うこと。 ※送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインに適合すること。
他法令の順守	☐ 消防法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○スプリンクラー設置義務の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載） ☐ 建築基準法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載） ☐ 都市計画法（開発許可）担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○当該建築物が市街化調整区域に立地するか 区域内・区域外（いずれかに○） ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載） ☐ その他関係法令担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載） ☐ 上記担当部署との協議に使用した図面等は、申請内容と同一であること。 ☐ 上記担当部署との協議内容について必要手続及び検査を完了していること。

上記について、確認しました。

事業者名称：

代表者名称：

○共生型サービス（放課後等デイサービス）

共生型放課後等デイサービス

基 本 方 針

放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

共生型放課後等デイサービスを行う 指定生活介護事業者の基準

人員基準	従業者	☐ 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数と共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 ☐ ただし、共生型放課後等デイサービス事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該共生型放課後等デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
その他	☐ 障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	

共生型放課後等デイサービスを行う 指定通所介護事業者等の基準

人員基準	従業者	☐ 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 ☐ ただし、共生型放課後等デイサービス事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該共生型放課後等デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
設備基準	☐ 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の床面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数との合計数で除して得た面積が3㎡であること。	
その他	☐ 障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	

共生型放課後等デイサービスを行う指定
小規模多機能型居宅介護事業者等の基準

人員基準	従業者	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第44条に規定する基準を満たしていること。							
	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 ☐ ただし、共生型放課後等デイサービス事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該共生型放課後等デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。							
設備基準	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。								
定員	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。								
	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。 <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr><tr><td>28人</td><td>17人</td></tr><tr><td>29人</td><td>18人</td></tr></table>		登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								
その他	☐ 障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。								

そ の 他

運営に関する基準 (一部抜粋)	☐ 指定放課後等デイサービス事業者は、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。 ☐ 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 ☐ 指定放課後等デイサービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。 ☐ 指定放課後等デイサービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 ☐ 送迎用の自動車（座席が3列以上）を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止するための装置（※）を装備し、降車時の児童の所在確認を行うこと。 ※送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインに適合すること。
他法令の順守	☐ 消防法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○スプリンクラー設置義務の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載） ☐ 建築基準法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載） ☐ 都市計画法（開発許可）担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○当該建築物が市街化調整区域に立地するか 区域内・区域外（いずれかに○） ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載） ☐ その他関係法令担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載） ☐ 上記担当部署との協議に使用した図面等は、申請内容と同一であること。 ☐ 上記担当部署との協議内容について必要手続及び検査を完了していること。

上記について、確認しました。

事業者名称 ：

代表者名称 ：

○福祉型障害児入所施設

福祉型障害児入所施設

サービスの概要

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設。このうち、都道府県知事等の指定を受けた施設を「指定福祉型障害児入所施設」という。

人員・設備の概要

人員基準	従業者	【主として知的障害のある児童を入所させる場合】	
		嘱託医	☐ 1人以上。 ☐ 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者。
		児童指導員及び保育士	☐ 児童指導員 1人以上。 ☐ 保育士 1人以上。 ☐ 合計数 おおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上。ただし、30人以下の障害児を入所させる施設にあっては、当該数に1を加えた数以上。
		栄養士	☐ 1人以上。 ☐ 障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。
		調理員	☐ 1人以上。 ☐ 調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
		児童発達支援管理責任者	☐ 1人以上。
		心理指導担当職員	☐ 障害児5人以上に心理指導を行う場合に配置。 ☐ 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
		職業指導員	☐ 職業指導を行う場合に配置。
		【主として盲ろうあ児を入所させる場合】	
		嘱託医	☐ 1人以上。 ☐ 眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者。
		児童指導員及び保育士	☐ 児童指導員 1人以上。 ☐ 保育士 1人以上。 ☐ 合計数 おおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上。ただし、35人以下の障害児を入所させる施設にあっては、当該数に1を加えた数以上。
		栄養士	☐ 1人以上。 ☐ 障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。

人員基準	従業者	調理員	☐ 1人以上。 ☐ 調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
		児童発達支援管理責任者	☐ 1人以上。
		心理指導担当職員	☐ 障害児5人以上に心理指導を行う場合に配置。 ☐ 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
		職業指導員	☐ 職業指導を行う場合に配置。
		【主として自閉症児を通わせる場合】	
		医師	☐ 1人以上。 ☐ 児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者。
		看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）	☐ おおむね障害児の数を20で除して得た数以上。
		児童指導員及び保育士	☐ 児童指導員 1人以上。 ☐ 保育士 1人以上。 ☐ 合計数 おおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上。ただし、30人以下の障害児を入所させる施設にあっては、当該数に1を加えた数以上。
		栄養士	☐ 1人以上。 ☐ 障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。
		調理員	☐ 1人以上。 ☐ 調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
		児童発達支援管理責任者	☐ 1人以上。
		心理指導担当職員	☐ 障害児5人以上に心理指導を行う場合に配置。 ☐ 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
		職業指導員	☐ 職業指導を行う場合に配置。
		【主として肢体不自由のある児童を入所させる場合】	
		嘱託医	☐ 1人以上。
		看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）	☐ 1人以上。
		児童指導員及び保育士	☐ 児童指導員 1人以上。 ☐ 保育士 1人以上。 ☐ 合計数 おおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上。

人員基準	従業者	栄養士	☐ 1人以上。 ☐ 障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。
		調理員	☐ 1人以上。 ☐ 調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
		児童発達支援管理責任者	☐ 1人以上。
		心理指導担当職員	☐ 障害児5人以上に心理指導を行う場合に配置。 ☐ 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
		職業指導員	☐ 職業指導を行う場合に配置。
設備基準	☐ 嘱託医を除いて、上記の従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。 ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。		
	施設長（管理者）	☐ 専ら当該施設の管理業務に従事する者であること。 ☐ ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事し、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ☐ 資格要件（昭和53年2月20日付け厚生省社会・児童家庭局長通知より） ☐ 社会福祉主事任用資格を有する者 ☐ 児童福祉司任用資格を有する者 ☐ 児童福祉事業に2年以上従事した者 ☐ 全社協「社会福祉施設長資格認定講習課程」修了者	
	居室	☐ 1室の定員 4人以下。 ☐ 乳幼児のみの場合 6人以下。 ☐ 障害児1人当たりの床面積 4.95㎡以上。 ☐ 乳幼児のみの場合 3.3㎡以上。 ☐ 年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。	
	便所	☐ 男子用と女子用とを別にする。	
	調理室、浴室		
	医務室	☐ 30人未満の障害児を入所させる施設であって、主として知的障害児又は盲ろうあ児を入所させる場合は、設けないことができる。	
	静養室	☐ 30人未満の障害児を入所させる施設であって、主として盲ろうあ児を入所させる場合は設けないことができる。	

設備基準	【主として知的障害児を入所させる場合】	
	職業指導に必要な設備	☐ 入所している障害児の年齢、適正等に応じたものであること。
	【主として盲児を入所させる場合】	
	遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備、浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備	
	階段	☐ 傾斜を緩やかにすること。
	【主としてろうあ児を入所させる場合】	
	遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、映像に関する設備	
	【主として肢体不自由児を入所させる場合】	
	訓練室、屋外訓練場、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備	
	階段	☐ 傾斜を緩やかにすること。
☐ 上記の設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。		

そ の 他

運営に関する基準 (一部抜粋)	☐ 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 ☐ 次の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれの健康診断の全部又は一部に該当すると認められるときは、健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、健康診断の結果を把握しなければならない。 ※児童相談所等における障害児の入所前の健康診断 → 入所時の健康診断 ※通学する学校における健康診断 → 定期の健康診断又は臨時の健康診断 ☐ 指定福祉型障害児入所施設の従業員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。 ☐ 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 ☐ 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 ☐ 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。 ☐ 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
他法令の順守	☐ 消防法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○スプリンクラー設置義務の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載）

他法令の順守	☐ 建築基準法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載）
	☐ 都市計画法（開発許可）担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○当該建築物が市街化調整区域に立地するか 区域内・区域外（いずれかに○） ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○）
	☐ その他関係法令担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載）
	☐ 上記担当部署との協議に使用した図面等は、申請内容と同一であること。 ☐ 上記担当部署との協議内容について必要手続及び検査を完了していること。

上記について、確認しました。

事業者名称 ：

代表者名称 ：

○医療型障害児入所施設

医療型障害児入所施設

サービスの概要

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設。このうち、都道府県知事等の指定を受けた施設を「指定医療型障害児入所施設」という。

人員・設備の概要

人員基準	従業者	【主として自閉症児を入所させる場合】	
		病院として必要とされる従業者	☐ 医療法に規定する必要数。
		児童指導員及び保育士	☐ 児童指導員 1人以上。 ☐ 保育士 1人以上。 ☐ 合計数 おおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上。
		児童発達支援管理責任者	☐ 1人以上。
		【主として肢体不自由児を入所させる場合】	
		病院として必要とされる従業者	☐ 医療法に規定する必要数。 ☐ 施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師であること。
		児童指導員及び保育士	☐ 児童指導員 1人以上。 ☐ 保育士 1人以上。 ☐ 合計数 おおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上。
		児童発達支援管理責任者	☐ 1人以上。
		理学療法士又は作業療法士	☐ 1人以上。
		職業指導員	☐ 職業指導を行う場合に配置。
		【主として重症心身障害児を入所させる場合】	
		病院として必要とされる従業者	☐ 医療法に規定する必要数。 ☐ 施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師であること。

人員基準	従業者	児童指導員及び保育士 ☐ 児童指導員 1人以上。 ☐ 保育士 1人以上。 児童発達支援管理責任者 ☐ 1人以上。 理学療法士又は作業療法士 ☐ 1人以上。 心理指導を担当する職員 ☐ 1人以上。 ☐ 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
	施設長（管理者）	☐ 上記の従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 ☐ 専ら当該施設の管理業務に従事する者であること。 ☐ ただし、指定医療型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定医療型障害児入所施設の他の職務に従事し、又は当該指定医療型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ☐ 主として肢体不自由児を入所させる場合は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師であること。 ☐ 主として重症心身障害児を入所させる場合は、内科、精神科、医療法施行令の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師であること。 ☐ 資格要件（昭和53年2月20日付け厚生省社会・児童家庭局長通知より） ☐ 社会福祉主事任用資格を有する者 ☐ 児童福祉司任用資格を有する者 ☐ 児童福祉事業に2年以上従事した者 ☐ 全社協「社会福祉施設長資格認定講習課程」修了者
	病院として必要とされる設備 訓練室、浴室 【主として自閉症児を入所させる場合】 静養室 【主として肢体不自由児を入所させる場合】 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備（又は他の適当な設備）、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 階段	☐ 医療法に規定する必要とされる設備 ☐ 傾斜を緩やかにすること。 ☐ 上記の設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

そ の 他

運営に関する基準 (一部抜粋)	☐ 指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 ☐ 次の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれの健康診断の全部又は一部に該当すると認められるときは、健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、健康診断の結果を把握しなければならない。 ※児童相談所等における障害児の入所前の健康診断 → 入所時の健康診断 ※通学する学校における健康診断 → 定期の健康診断又は臨時の健康診断 ☐ 指定医療型障害児入所施設の従業員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。 ☐ 指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を入所させる場合を除く。）は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 ☐ 指定医療型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。
他法令の順守	☐ 消防法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○スプリンクラー設置義務の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載） ☐ 建築基準法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載） ☐ 都市計画法（開発許可）担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○当該建築物が市街化調整区域に立地するか 区域内・区域外（いずれかに○） ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ☐ その他関係法令担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載） ☐ 上記担当部署との協議に使用した図面等は、申請内容と同一であること。 ☐ 上記担当部署との協議内容について必要手続及び検査を完了していること。

上記について、確認しました。

事業者名称：

代表者名称：

○多機能型に関する特例

多機能型に関する特例

定義

多機能型事業所とは、障害者総合支援法に基づく指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型並びに児童福祉法に基づく指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援の事業のうち、２以上の事業を一体的に行うことをいう。

障害者総合支援法に基づくサービスを２以上行う場合の人員・運営基準の特例

人員基準		従業者の兼務	☐ 従業者（管理者、サービス管理責任者を除く。）間での兼務はできないため、各指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数を確保すること。
		サービス管理責任者	多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、利用者の合計の区分に応じ以下のとおりとする。 ☐ 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合 １人以上 ☐ 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合 １人に60を超えて40人を増すごとに１人を加えた数以上
運営基準	利用定員		一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（宿泊型自立訓練の利用定員は除く。）の合計が20人以上である場合は、各事業の利用定員を以下に掲げる人数とすることができる。 ・生活介護 6人以上 ・自立訓練（機能訓練） 6人以上 ・就労移行支援 6人以上 ・自立訓練訓練（生活訓練） 6人以上 （宿泊型自立訓練と自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合は別途基準あり） ・就労継続支援Ａ型 10人以上 ・就労継続支援Ｂ型 10人以上
	設備		☐ サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 ☐ ただし、訓練・作業室については、各指定障害福祉サービスごとに設置すること。

児童福祉法に基づくサービスを2以上行う場合の人員・運営基準の特例

人員基準	従業者	常勤の従業者	☐ 利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能事業所におくべき常勤の従業者の員数は、各サービスごとにおくべき常勤の従業者の員数にかかわらず1人以上とすること。
		従業者の兼務	☐ 児童福祉法に基づくサービス事業については、多機能型事業所として行う指定通所支援に必要な従業者の員数を確保したうえで、従業者の兼務が可能である。
運営基準	利用定員		☐ 当該多機能型事業所の利用定員は、すべての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。 ☐ 主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所の場合は5人以上とすることができる。
	設備		☐ サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

障害者総合支援法に基づくサービスと児童福祉法に基づくサービスをそれぞれ1以上行う場合の人員・運営基準の特例

人員基準	従業者	常勤の従業者	☐ 利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能事業所におくべき常勤の従業者の員数は、各サービスごとにおくべき常勤の従業者の員数にかかわらず1人以上とすること。
		従業者の兼務	☐ 従業者（管理者、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を除く。）間での兼務はできないため、各サービスごとに必要な従業者の員数を確保すること。 ☐ ただし、各指定障害福祉サービス事業の利用定員の合計数が19人以下の場合は、サービス管理責任者その他の従業者との兼務が可能である。 ☐ なお、児童福祉法に基づくサービス事業間については、従業者の兼務が可能である。
		サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者	多機能型事業者に置くべきサービス管理責任者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、利用者の合計の区分に応じ以下のとおりとする。 ☐ 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合 1人以上 ☐ 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合 1人に60を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上。 ☐ なお、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者は兼務が可能である。

運営基準	利用定員	一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（宿泊型自立訓練の利用定員は除く。）の合計が20人以上である場合は、各事業の利用定員を以下に掲げる人数とすることができる。 ・生活介護 6人以上 ・自立訓練（機能訓練） 6人以上 ・就労移行支援 6人以上 □ ・自立訓練訓練（生活訓練） 6人以上 （宿泊型自立訓練と自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合は別途基準があります） ・就労継続支援A型 10人以上 ・就労継続支援B型 10人以上 ・指定児童発達支援 5人以上 ・指定医療型児童発達支援 5人以上 ・指定放課後等デイサービス 5人以上
	設備	□ サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 □ ただし、訓練・作業室については、各指定障害福祉サービスごとに設置すること。

上記について、確認しました。

事業者名称：

代表者名称：

資料2 指定申請書類一覧

指定申請書類一覧

◆印については共生型の場合のみ省略可、★印については共生型で該当しない場合(加算等を算定しない場合)のみ省略可、 ※印については共生型の場合のみ提出									
児童発達支援 事業所(福祉型 センター)	児童発達支援 事業所(児童発 達支援センター 以外)	児童発達支援 事業所(児童発 達支援センター 以外)	児童発達支援 事業所(児童発 達支援センター 以外)	児童発達支援 事業所(児童発 達支援センター 以外)	児童発達支援 事業所(児童発 達支援センター 以外)	児童発達支援 事業所(児童発 達支援センター 以外)	児童発達支援 事業所(児童発 達支援センター 以外)	児童発達支援 事業所(児童発 達支援センター 以外)	児童発達支援 事業所(児童発 達支援センター 以外)
第15号様式の12. 指定申請書	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第15号様式の12(別紙)	△	△	△	△	△	△	△	△	△
付表1: 児童発達支援事業所(福祉型児童発達支援センターであるものに限る)の指定に係る記載事項	●	—	—	—	—	—	—	—	—
付表2: 児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く)の指定に係る記載事項	—	●	—	—	—	—	—	—	—
付表3: 医療型児童発達支援事業所の指定に係る記載事項	—	—	●	—	—	—	—	—	—
付表4: 放課後等デイサービス事業所の指定に係る記載事項	—	—	—	●	—	—	—	—	—
付表5: 保育園等訪問児童発達支援事業所の指定に係る記載事項	—	—	—	—	●	—	—	—	—
付表6: 居宅訪問型児童発達支援事業所の指定に係る記載事項	—	—	—	—	—	●	—	—	—
付表7: 障害児通所支援事業所に係る多機能型による事業を実施する場合の記載事項(総括表) その1	△	△	△	△	△	△	△	△	△
付表7: 〃 その2	△	△	△	△	△	△	△	△	△
付表8: 障害児入所支援(福祉型障害児入所施設)の指定に係る記載事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—
付表9: 障害児入所支援(医療型障害児入所施設)の指定に係る記載事項	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
急記事項証明書又は条例等 ※写しの場合は、要原本証明	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する書類	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
参考様式1: 事業所平面図	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
建物の構造概要(建物の構造・建築年月・床面積がわかるもの(様式任意))	△	△	△	△	△	△	△	△	△
建物の構造概要の写し ※要原本証明	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
事業所の外観及び内観の写真	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
指定管理者との協定書の写し ※要原本証明	△	△	△	△	△	△	△	△	△
参考様式2: 設備・備品等一覧表	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
参考様式3: 管理者の経歴書	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
参考様式3: 児童発達支援管理責任者の経歴書	●	★	—	—	—	—	—	—	—
児童発達支援管理責任者に必要な資格の証明書の写し ※要原本証明	●	★	—	—	—	—	—	—	—
児童発達支援管理責任者の業務経験証明書	●	★	—	—	—	—	—	—	—
参考様式4: 児童発達支援管理責任者の業務経験証明書	●	★	—	—	—	—	—	—	—
参考様式3: 従業員の経歴書	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
従業員に必要な資格・研修修了の証明書の写し又は実務経験証明書 ※写しにあっては要原本証明	●	★	—	—	—	—	—	—	—
運営規程	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
(通所)の事業の実施(送迎)地域が市町村の一部となる場合)一部地域を示す地図	△	△	△	△	△	△	△	△	△
参考様式6: 障害児又はその保護者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
協力医療機関との契約内容が分かるもの ※要原本証明	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
嘱託医契約の写し ※要原本証明	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
事業開始後1年間の収支予算書及び事業計画書(参考様式)	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
(第3号計画を策定している場合)第3号計画の原案が分かるもの	△	△	△	△	△	△	△	△	△
事業所位置図(※道路地図、住所地図などを活用し、所在地を明示すること。また、近隣に申請法人の指定事業所がなければ図示すること。)	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
参考様式7: (ほに)対等とする職員等別を特定する場合)障害児通所支援事業・障害児入所施設の入所者を特定する理由等	△	△	△	△	△	△	△	△	△
参考様式8: 児童発達支援事業第21条の5の15第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
参考様式10: 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
当該事業所施設に係る組織体制図	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
体制様式(届出書): 障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制等に関する届出書	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
体制様式(総括表): 障害児通所給付費・障害児入所給付費等の算定に係る体制等及び総括表 ※該当部分のみ。	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
体制様式(別紙): 各加算算定に係る添付書類 ※加算を算定するものについては総括表の添付資料欄に記載のものを添付すること。	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
第15号様式の16: 障害児通所支援事業等開始・変更届出書 ※ 条例、定款その他の基本約款(要原本証明)を添付すること。	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
指定基準等チェックリスト	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
事業所建物の消防法適合状況を示す書類 (防火対象物使用開始届、防火対象物立入検査結果通知書、消防用設備等点検結果報告書等)の写し ※要原本証明	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
社会保険及び労働保険への加入状況にかかわる確認票(確認票に記載されている加入が確認できる書類の写しを添付すること。)	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
申請する事業に対応する介護保険法等に基づき(事業者としての指定を受けていることを証する書類(指定通知書の写し等(※要原本証明)))	●	◆	—	—	—	—	—	—	—
※ 様式番号の付いているものについては、県障害福祉課ホームページ上で参考様式を掲載しています。 それ以外については内容の分かる任意の書類をご準備ください。	—	☆	—	☆	—	—	—	—	—

資料3 児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験

実務経験(業務)の範囲の考え方【厚労省告示230】

障害児等の保健・医療・福祉・教育の分野において、日々障害児等に対する相談支援(*1)や直接支援(*2)の業務の経験をいう。

(*1)「相談支援の業務」とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

(*2)「直接支援の業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

上記の「実務経験(業務)の範囲」に該当する者のうち、下記の①～③のいずれかの要件に該当する者

- ① a及びbの期間が通算して5年以上かつ当該期間からcの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上で
- ② dの期間が通算して8年以上かつ当該期間からeの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上である者
- ③ a、b及びdの期間を通算した期間からc及びeの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上かつfの期間が通算して5年以上である者

業務の範囲		業務内容		実務経験年数
障害児等の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	相談支援の業務	a	一 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 二 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター 三 障害者支援施設※1、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設※2、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設※3、介護医療院、地域包括支援センター 四 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター 五 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校その他これらに準ずる機関 六 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の1～3のいずれかに該当する者 1 社会福祉主事任用資格を有する者 2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） 3 fに掲げる資格を有する者並びにaの一から五までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者	5年以上
		b	一 障害者支援施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの（以下「療養病床関係病室」という。） 二 障害福祉サービス事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住宅型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業※4 三 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 四 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社（以下「特例子会社」という）、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所（以下「助成金受給事業所」という）、その他これらに準ずる施設 五 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校その他これらに準ずる機関	5年以上
		c	上記一～五に掲げる施設において、下記1～4の資格を有して直接支援業務にあたったもの 1 社会福祉主事任用資格を有する者 2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） 3 保育士 4 児童指導員、精神障害者社会復帰指導員	5年以上
		d	上記直接支援業務の一～五に掲げる施設において、bの1～4の資格に該当せず直接支援業務にあたったもの	8年以上
		e	次施設の従業者が、相談支援の業務に従事した期間 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	8年以上
		f	次施設の従業者であって、bの1～4の資格に該当する者が直接支援の業務に従事した期間 老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所	8年以上
	右の資格該当		上記a,b,dに従事した期間からc,eの期間を除いた期間が3年以上、かつfの国家資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して5年以上	
			医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	

※1障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

※2「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

※3「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

※4「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

（注）

- 1 ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。（H18.6.23 事務連絡）
- 2 公的な補助金または市町村等の委託により運営されている小規模作業所であつて、業務内容や勤務状況の記録が適切に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。（H18.8.24 主管課長会議資料）
- 3 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。（H18.6.23 Q&A）
- 4 実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児（者）通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。（H18.11.2 Q&A）
- 5 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。（H18.8.24 主管課長会議資料）
- 6 保育所等における子どもに対する支援経験については、被支援者が障害児に該当するか否かを問わず、子どもを支援した年数を算入して差し支えないものとし、また、これまでの児童発達支援管理責任者としての経験年数についても算入して差し支えないものとする。（H29.4.3 障障発0403 第1号）

資料 4 相談支援専門員の要件となる実務経験

実務経験(業務)の範囲の考え方【厚労省告示226、227】

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野において、日々障害者に対する相談支援(*1)や直接支援(*2)の業務の経験をいう。

(※1)「相談支援の業務」とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

(※)「直接支援の業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

下記の①～③のうち、どれかに該当する者

- ① a及びbの期間が通算して5年以上である者
- ② cの期間が通算して10年以上である者
- ③ aからcまでの期間が通算して3年以上かつdの期間が通算して5年以上である者

業務の範囲		業務内容		実務経験年数	
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	相談支援業務	a	一 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	5年以上	
			二 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所		
			三 障害者支援施設※1、障害児入所施設、老人福祉施設※2、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院※3		
		四	病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の1～3のいずれかに該当する者		
			1 社会福祉主事任用資格を有する者		
			2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）		
			3 dに掲げる資格を有する者並びにaの一から三までに掲げる従事者及び従事者としての期間が1年以上の者		
	直接支援業務	b	一 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの	5年以上	
			二 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業※4		
			三 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所		
			四 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター		
			五 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者		
		c	上記一～五に掲げる施設において、下記1～4の資格を有して直接支援業務にあたったもの		10年以上
			1 社会福祉主事任用資格を有する者		
2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を終了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）					
該当者	国家資格	d	上記一～五に掲げる施設において、bの1～4の資格に該当せず直接支援業務にあたったもの	10年以上	
			国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士		
上記a～cに従事した期間が通算して3年以上で、かつd国家資格による業務に従事した期間が5年以上					

※1障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

※②「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

※3「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をい

※「老人住宅介護等事業」とは、老人福祉法第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

(注)

- 1 ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。(H18.6.23 サビ管事務連絡を準用)
- 2 公的な補助金または委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとする。(H18.8.24 主管課長会議資料)
- 3 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23 サビ管Q&Aを準用)
- 4 実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児(者)通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。(H18.11.2 Q&A)
- 5 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。(H18.8.24 主管課長会議資料)

来庁される方の入庁フロー

(県ホームページで案内)

1 訪問先の確認

お越しの際は、事前に訪問先の「課名」をご確認いただきますと、よりスムーズに入庁いただけますので、「各部署配置階」をご確認ください。

2 入庁手続

新県庁舎にお越しいただきましたら、1階総合受付で訪問先の「課名」やアポイントの有無をお申出ください。総合受付で「入庁証」をお渡ししますので、入庁証をゲートにかざしてエレベーターホールにお進みください。エレベーターにお乗りいただき、訪問先の階までお越しください。

3 担当呼出

エレベーターを降りますと、エレベーターホール北側に「内線電話」と「内線番号簿」があります。

内線電話により、訪問先の部署・担当者呼び出してください。担当者がまいりますので、面談スペースなどをご用意をお伺いいたします。

4 帰庁時

ご利用が完了しましたら、エレベーターにお乗りいただき、1階へお戻りください。お帰りの際は、入庁証を返却箱に返却してください。

① 総合受付



② セキュリティゲート



③ 内線電話・内線番号簿



④ フロア会議室・面談スペース



⑤ 入庁証返却箱

